

平成27年 第1回

仁木町議会定例会会議録

(2日目)

開 会 平成27年3月11日

散 会 平成27年3月11日

仁 木 町 議 会

## 平成27年第1回仁木町議会定例会（2日目）議事日程

◆日 時 平成27年3月11日（水曜日）午前9時30分 開会  
◆場 所 仁木町役場 3階議場

### ◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問 公共施設の今後について（野崎明廣議員）  
我が町の人口減少に対する対策について（嶋田 茂議員）  
健康な町づくりについて（嶋田 茂議員）  
これからの介護保険事業について（上村智恵子議員）  
地域おこし協力隊制度の活用について（住吉英子議員）
- 日程第3 議案第16号 平成27年度余市郡仁木町一般会計予算
- 日程第4 議案第17号 平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第5 議案第18号 平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第6 議案第19号 平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第7 議案第5号 仁木町子どものいじめ防止条例の制定について
- 日程第8 議案第6号 仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議案第7号 仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第8号 仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第9号 仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第10号 然別生活館の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第11号 仁木町大江生活改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第12号 仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第13号 仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第14号 農村公園フルーツパークにきの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第15号 仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第20号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第21号 仁木町教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第22号 仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第21 議案第23号 仁木町行政手続条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第22 議案第24号 仁木町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第23 議案第25号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について
- 日程第24 議案第26号 後志広域連合規約を変更するための協議について

## 平成27年第1回仁木町議会定例会（2日目）会議録

開 会 平成27年3月11日 午前 9時30分  
 散 会 平成27年3月11日 午後 2時54分

議 長 山 下 敏 二 副 議 長 横 関 一 雄

## 出席議員（9名）

1 番 野 崎 明 廣 2 番 住 吉 英 子 3 番 嶋 田 茂  
 4 番 宮 本 幹 夫 5 番 大 野 雅 義 6 番 林 正 一  
 7 番 上 村 智 恵 子 8 番 横 関 一 雄 9 番 山 下 敏 二

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	教育委員会委員長	高 木 僚 一
副 町 長	美 濃 英 則	教 育 長	角 谷 義 幸
総 務 課 長	林 典 克	教 育 次 長	嶋 井 康 夫
財 政 課 長	岩 井 秋 男	農業委員会事務局長	(泉 谷 享)
会 計 管 理 者	鹿 内 力 三	選挙管理委員会委員長	芳 岡 廣
企 画 課 長	鈴 木 昌 裕	選挙管理委員会書記長	(林 典 克)
住 民 課 長	門 脇 吉 春	監 査 委 員	中 西 勇
ほ け ん 課 長	川 北 享		
農 政 課 長	泉 谷 享		
建 設 課 長	岩 佐 弘 樹		

## 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇  
 議 事 係 主 任 松 岡 亜 希

## 開 会 午前 9時30分

---

○議長（山下敏二）おはようございます。これから、会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、9名です。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山下敏二）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

3月10日に引き続き、7番・上村君及び8番・横関君を指名します。

---

### 日程第2 一般質問

○議長（山下敏二）日程第2『一般質問』を議題とします。4名の方から5件の質問があります。

最初に、『公共施設の今後について』以上1件について、野崎議員の発言を許します。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）それでは、公共施設の今後について、質問させていただきます。本町が所有している公共施設は、現在、指定管理者制度により管理運営されておりますが、昭和45年10月建築の銀山生活改善センター、昭和46年11月建築の然別生活館、昭和47年3月建築の大江へき地保育所、昭和47年9月建築の大江生活改善センター、昭和48年12月建築の銀山へき地保育所の5施設について、建築から40年を経過しており、施設の老朽化が進んでおります。そのうち、大江生活改善センター及び大江へき地保育所は、平成27年に複合施設・大江地区コミュニティセンターとして新たに建設されることが決まっておりますが、然別生活館、銀山生活改善センター、銀山へき地保育所の3施設についても、近い将来、耐用年数を迎え、更新しなければならないと考えております。建築から40年を経過した施設を維持管理していくには、今後益々の経費がかかることが必至であります。今後の維持管理に対し早急に検討する必要があると考えますが、然別生活館、銀山生活改善センター、銀山へき地保育所の今後の対応策について、町長の見解をお伺いいたします。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、野崎議員からの公共施設の今後についての質問にお答えいたします。

然別生活館、銀山生活改善センター、銀山へき地保育所の今後の対応策についてであります。議員仰せのとおり本町におきましては、然別生活館、銀山生活改善センター、銀山へき地保育所の3施設が建築から40年を経過しております。これらの公共施設につきましては、平成18年4月から指定管理者制度を導入いたしまして、管理運営を行っているところでございますが、老朽化も進んでいることから、必要に応じて増築、改修及び修繕を行いながら機能維持に努めてきたところであります。これら老朽化した施設を維持管理し続けていくには、多大な経費がかかることが予想されますが、今後の公共施設の管理を行う指

針といたしまして、総務大臣は昨年4月に地方公共団体が厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減、平準化や公共施設等の最適な配置を目指すため、公共施設等総合管理計画の策定を各地方公共団体に要請しているところであります。この計画は10年以上の長期間にわたる計画とし、学校や集会施設、公営住宅などの箱物に限らず、道路、河川や簡易水道などを含めた地方公共団体が所有するすべての公共施設を対象に、更新、統廃合、長寿命化など、各公共施設の管理に関する基本的な考えを示すことになっております。本町といたしましても、今後の人口推計に基づき、現有公共施設の維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費や充当可能な財源の見込み等を勘案し、長期的視点に立った老朽化対策の推進を図っていくため、公共施設等総合管理計画の策定に向け、取り組んでまいります。ご指摘の3施設につきましては長寿命化を基本に、適切な維持管理に努めてまいりますとともに、今後は各地域や関係団体、更には議会議員の意見をお聞きしながら、施設のあり方など検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）再度、質問させていただきたいと思います。今回、町執行方針において、公共施設の管理に方針を説明されていましたが、公共施設の方向性というものを、只今説明いただきました。現在、40年以上の公共施設に対して、あえて質問をさせていただきますけれども、数多くの構築物、維持管理費が今後益々かかっていくという説明であります。現状としても、かかっている状況だと思えます。監査の検査事項におきましても、指定管理者の負担が出ているということが述べられておりました。指定管理者だけでなく、対処できないところがたくさんあると思います。町として、今後、公共施設等の総合計画の策定を各地方公共団体に要請されているというところであります。その計画、10年以上の長期に渡っての計画であります。公共施設の管理に対する基本を示す説明をされましたが、要請されている内容をお伺いしたいと思います。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）総務大臣の方から要請のあった公共施設の総合管理計画の関係でございますが、総務大臣の方からは長期的な計画と中長期的な計画ということで、うちの町としては30年から40年の計画ということで考えてございまして、その中には今ある、基本的には箱物を重点的に考えております。それで、今ある公共施設の床面積が本町の場合5万2208㎡の床面積を所有してございます。それを今、ここ5年間の投資的経費の割合を算出しまして、それを基に今後いくらのお金を更新、又、統廃合等にかけていけるかということをお算出いたしまして、うちの町に見合った床面積、各地域ごとの床面積がどのぐらいが適切なのかということをお判断いたしまして、計画を作っていく予定となっております。議員仰せのとおりですね、建築後40年を過ぎている建物や耐用年数を過ぎている建物等がございます。それらについては今後早急にですね、その計画に基づいて対応策を考えなければならないと思っておりますが、この計画につきましては、平成28年度までの策定ということで期間を決められておりますので、それまでの間に全体的

な現状把握をまず行いながら、そこから策定に向けて取り組んでいきたいというふうに考えてございます。以上です。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）公共施設等総合管理計画というものに対しては、今のところ町としては28年までという形の中で出していかなきゃならないという説明を受けたんですけども、これこの計画では10年以上の長期に渡って計画していくって、本来でいけばもう1～2年の間で計画がなっていないといけない状況だと思います。その辺において、どのように対処されていくのか。今、こういう40年以上も経っている建物がこうやって老朽化されているということに対して、やはり早急に対応していかなきゃならない。もう、本来であれば対処していなければならないものだと思います。その辺に対してどうなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議員仰せのとおり、もう既に40年を過ぎている建物、あと耐用年数を経過している建物等ございます。今の段階ではそういう計画がございませんので、長寿命化ということで適切な維持管理を行いながら、長寿命化を行っているという状況でございます。先程申しました10年間以上の計画というのは、うちの町としてはですね、30年から40年という、もう少し長いスパンでの計画ということを考えてございまして、それを平成28年度までに策定したいということでございますので、その策定においてはですね、どこの施設をどうするかという計画ではなくて全体の床面積を、例えばどこの地区であれば何平米ぐらい、現状何平米なのを何平米ぐらいまで下げなければ、今後維持管理を行っていくのに非常に町に負担がかかるというような形での算出方法を行っていききたいというふうに考えてございます。以上です。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）今の説明では、最終的にはこの文言の中では30年、40年という形の中で考えられているという形でしか聞き取れません。最終的に、現状これだけ年数が経っているものに対して、今どういうふうに取り組んでいくのかということをお伺いしているつもりなんですけれども、本当に1～2年でやはり結論を出していかなきゃならない。この中で、町長もこう長寿命化というものを促進していくという形の中で述べられている、その中身というものがどういうものなのかということもお伺いをしていかなければならないと思いますけれども、実質的に今考えておられる状況というものは、どういうように考えているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）野崎議員の質問にお答えいたしますけれども、野崎議員が申しますとおり、各施設の老朽化について早急に取り組まなければならないという気持ちはもちろん理解しているところでありま

すけれども、私はそれ以上にですね、これから人口減少が進む中、町の予算の規模もだんだん小さくなります。その中でできることというのは、限られてきます。その中で、我々はどの施設を残し、どの施設を活用していくかということ、ここ数年の間で決めていかなければなりません。そのためにも、これからこの施設だけに限らず、これから町のプランというものもですね、一緒に組み立てていかなければなりません。例えば、銀山地域においてはですね、様々な施設が点在しておりますけれども、今後、今小学校も中学校もどんどん子どもが少なくなってきました。果たしてこのまま10年、20年、小学校は今の形のままで維持できるのかと言われれば、なかなか難しいところもありますので、もし仮にですね、まだ決まっておられませんけれども、昨日の教育執行方針にも掲げましたけれども、今後、小学校、中学校が一緒になる小中一貫校になる可能性も出てくるわけでありますから、そういう町のビジョンというものをですね、これから私たちがですね、構築していかなければならない、そのために、もし小学校と中学校が一緒になったときに、使わなくなった施設をまた今後どういうふうに活用しなければならないのかということもですね、地域住民の皆さんとともにですね、考えていかなければならない課題だと思っております。ですから、老朽化だけで新しい建物を建てるとかっていうですね、そういうことは安易に短い期間で決めるものは非常に今後の町にとっても、皆さんにとっても負担になるということが考えられますので、今後じっくりと時間をかけてですね、じっくりとて言いますか、期間を決めて、慎重に皆さんとともに検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）町長、前向きな方向性で、学校関係のこともお話をさせていただきました。今回私、公共施設の3つの箇所ということでお話をさせてもらっていますので、あえてこの3点に絞らせていただきたいと思いますが、現在、3施設においては、約築42年、45年が経過しております。そして、然別生活館においては、年間128日、利用が1830人、建物として簡易耐火構造物ということ。銀山生活改善センターにおいては、134日間利用しています。3650の方が利用され、建物としては鉄筋コンクリートという建物、一部鉄骨構造であります。この長寿命化として、基本的に方向性を打ち出していくということについては、構造物の違いもあろうと思います。長寿命化で対応できるもの、また、対応できない建物があろうと思います。こう地域の人たちの、先程も減少ということも考えられます、利用度も考えられず、高齢化も考えられます。これを基準として、今後の査定基準として、どのように町として考えられるのか、地域性に対応する改善が必要だと思っております。地域性において、この建物をどうのように活用していくのかという方向性も町として、きちんと打ち出していかなければならないと思っております。長寿命化においても、やはり地域性の富んだものをやっぱり考えていくべきだと思いますし、今あるものをただ修繕していけば良いという形にはならないと思っておりますので、その辺に対して、何かこう変えて長寿命化にして、地域の人たちがこう集まって、年寄りも集まって、子どもたちも集まってやれるという方向性を町として考えているのかどうか、その辺ちょっと考えがあれば、お伺いしておきたいなという感じがします。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）私が先程申した答弁はそういう意味でありまして、例えば、学校施設に話が変わりましたが、せっきゃく銀山にはですね、今銀山地域づくり研究会というものが発足しました。それはなぜできたのかと言え、今後の銀山の地域づくりというものを住民の皆さんが、住民の皆さんの手により、町のことを今後考えていく会であるというふうに私は認識をしております。ですから、そのような会とですね、行政、そして外部の人間の人たち、そういう人たちを巻き込んでですね、今後の銀山の地域づくりというものを考えていかなければならないと思います。町がまた改善センターをどうするかということで提案してもですね、果たしてそれが地域住民にとってふさわしいものなのか、その辺はですね、また温度差があっても困りますので、地域住民の皆さんとともにですね、今後の施設の活用をですね、考えてまいりたいというふうに思っています。また、国もですね、今地方創生に合わせて小さな拠点づくりということで、試みようとしています。小さな拠点というのは、銀山地域を例に上げますと、銀山地域も広いので、それぞれ住宅が広がっておりますけれども、果たして今後人口減少して高齢化が増えたときに、皆さんが利便性、効率性を考えたときに、町の中心部に、町の中心部というのは銀山地域の中心部に人が多く集まり、交流ができるような場を作った方が良いのではないかと、そのような交流の場が必要になったときに、今まであった古い施設をですね、直して活用することもまた考えなければならぬと、そういう提案をですね、地域住民の方と、そして行政が共に一緒に考えて、今後検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）あと、銀山へき地保育所についてちょっと。先程もこう人口が減っていく、地域の子どもたちも少なくなっていく、保育所の施設の修繕費の増、今後の子どもたちの減少ということも懸念されます。このへき地保育所として、今後どのように対応されていくのか。町として考えがあれば、そのまま人が少なくなっても対応していくのか。また、新たな方向性というものを見出していくのか、その辺があれば、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○住民課長（門脇吉春）議長。

○議長（山下敏二）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）只今の銀山へき地保育所のご質問でございますけれども、本当に議員お話しのとおりですね、建築後40年を過ぎております。この間に大きく改修工事でありますとか、また、平成21年に入ってはですね、屋根、外壁、トイレとか玄関、こういうようなものをですね、経年に劣化しているものに対して、手を加えながら投資をしております。当然、子どもたちを扱っての部分でございますので、できる限りの子育てのための、町としては、修繕、それからまた、故障したものについての追加のもの搬入についてはできる限りしております。実際のところをお話しますと、現在のところ銀山に対しては、だいたい子どもで言いますと、櫻ヶ丘学園もありますけれども、大体18名弱くらいの子ども様が対象となっております。すべてのお子様保育所の方に来ているわけではございませんが、今後の中では、当然少子化ということで、だんだんと人数も減ってくる傾向性とはなっております。ただ、過去に地元の強い要請によりまして、本町にあります放課後児童クラブ、これは銀山でも設置をしていただきたいということ

から、3～4名の少ない人数の中から出発した経緯がございます。当然へき地保育所でございますので、これに対しての人数の増減は当然でございますし、少なれば少ない対応の中です、きちんと子どもさんの将来を考えて、保育に力を入れていくということには変わりはないので、よろしくお願いいたします。以上です。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）非常にこう、へき地保育所としての人数的な方向性があるのかどうか。10人を切ったらどうだとかってということも、以前にいろいろな話が出ていたと思います。その辺に対して、子どもたちが少なくなっても、そういう方向性でへき地保育所を継続していくのか。また、あえて言えば、このように大江のコミュニティ、保育所ができて、こういう中で併合されていくのか。そういう形がベターなのかどうかはちょっと、地域の親としては非常に地元でやってもらいたいということもあろうと思いますけれども、そういう形の中で町としてどう考えるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今の野崎議員の質問にお答えしますが、若干公共施設のあり方についての質問の内容からちょっと保育所のあり方についての内容にちょっとぶれていますので、ちょっと方向修正させていただきますけれども、今後銀山地域の保育所の施設というこのあり方についても今後ですね、考えなければならぬ、そういう意味でもですね、保育所の施設だけではなく、例えば改善センター、そして小学校、それぞれの公共施設を今後どういう形にするのかってことをですね、何度も申し上げますけれども、町の今後の作り方、あり方ということですね、地域住民の皆さんとともに考えていきたい、そういうことも含めてですね、また中身が変わってくるのだというふうに思っています。今後、その保育所施設を長寿命化により、期間を延ばしてですね、その施設を長く使うってことだけのために考えるのではなくてですね、町全体としてどうあるべきかと、その施設のあり方はどうあるべきかということをお伺いしたいと思います。以上です。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）内容的にこう理解できる点が十分あります。しかし、この建物というのに対しての、非常にこう年数が経ち過ぎている。しかし、方向性がまだきちんとして、町としてどうしていくかということをお伺いして進めていきたいということになろうと思いますけれども、あまりにも年数が経ち過ぎて、本来であればまだまだ早くからこういう話をしていかなければ、取り組んでいかなければならない状況だと思います。それに、これからの地域性というものをよく考えた場合に、その地域にあった特性を考えた施設というものをやっぱりきちんと町としても打ち出していく必要があるのかなと。これからまた3年、5年検討していきますということになった場合には、いつそれじゃやるんだということになってしまいます。本来であれば、もうこういう形が少し青写真になって進んでいくっていう形が本当は必要なのかなという感じもしていますので、ぜひとも町として、こういうようにやっていくんだ

という方向性をきちんと打ち出していきたいと思えます。地域の人たちともよく検討しながらやっていただきたいなという感じもしておりますので、今後とも地域の方々と協議をしながら進めていただきたいと思えます。これによって、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（山下敏二）次に、『我が町の人口減少に対する対策について』、『健康なまちづくりについて』、以上2件について、嶋田議員の発言を許します。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）我が町の人口減少に対する対策について、質問します。民間の有識者により構成される日本創生会議の中で、2040年までに20歳から39歳の女性人口が50%以下に減少し、人口1万人以下となる自治体は消滅の可能性が高いと言わざるを得ないという衝撃的な発表がありました。本町においても人口は年々減少傾向にあり、このままの形で推移すると本町の未来はないと考えられます。こうした状況を踏まえ、道内の厚真町では人口減少に歯止めをかけるため、人材誘導定住化促進方針を策定し、対策を講じています。この方針は、Uターン希望者、通勤圏からの移住希望者、農村生活体験希望者、工芸家、作家などを対象に、町有地を住宅として分譲することや離農した農家住宅の再利用、結婚手当、出産祝金の支給、遠隔地里帰り援助などの対策を打出し、可能なものから順次予算化するとしています。本町は、人口減少の問題に対する政策が他の自治体に比べ、かなり遅れていると考えます。本町の人口減少に歯止めをかけ、定住したいと思ってもらえる町にするために、どのような政策を打ち出していくか、町長の見解を伺います。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、嶋田議員からの、我が町の人口減少に対する対策についての質問にお答えいたします。

本町の人口減少問題に歯止めをかけ、定住したいと思ってもらえる町にするために、どのような政策を打ち出していくのかについてであります。第5期仁木町総合計画の基本構想で人口の総数は現状より少なくなります。町民参加型のまちづくりを推進するとともに、産業の活性化、インフラ整備を行い、新たな町民、転入者の受入れも強化してまいります。人口流出を止め増加させるためには、第一に雇用の場の確保、次に教育、福祉などの子育て環境の充実を図る必要があると考えております。まずは、雇用の場の確保が重要であると考えており、新規就農者やワイナリーなどに進出する企業に対する支援、観光などの交流人口の増加や企業の誘致、関連産業の活性化を図ってまいります。また、本町の人口減少の大きな要因として、出生数の減少と死亡者数の増加による自然減の影響が大きいことから、出生数の上昇につながる施策を取組むことにより、人口減少に歯止めをかける上で効果的であると考えております。国は、人口減少社会への対応のため、まち・ひと・しごと創生本部の下、長期ビジョンと総合戦略を策定し、都道府県や市町村に対しても地方版の総合戦略を策定するように求めています。本町といたしましても、人口動向や将来人口推計の分析、中長期の将来展望を示す地方人口ビジョン、及び今後5か年に講ずべき施策に関する基本的方向を定める地方版総合戦略を策定してまいります。その中で、国

の基本目標である「安定した雇用の創出」、「地方への新しい人の流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」を踏まえながら、今後、町民の皆様をはじめ各関係機関のご協力を得ながら、本町の特色や地域資源を生かした身近な施策を幅広く盛り込み、実施していく所存であります。以上でございます。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）今、町長からの答弁を聞きまして、ここに書いている文言、産業の活性化、インフラ整備を行い新たな町民の受入れを強化、当然そういう、書いてあることはすごく良いんですけど、実際にその、もう人口が減るっていうのはもう本当にね、30年も前からもうわかっていたことなんですよ。たぶん、町長はまだ2年目だしね、わからないと思うんですけども、人口減少っていうのはもうどこでも言われていることで、しかしながらこの町っていうのは、私が思うところでは、何もやってなかったような気がします。確かに5か年計画の中にも何かありますけれど、この5か年計画の中にも人口を減少させないような言葉も文言も何もありません。そういう部分で、具体的に、実際にもう近々の問題なんですよ、人口減少っていうのは、どこも。だけど、やっているところでは17年前からやっているところがあって、大成功しているところがあります。それは町長も知っているように、下條村、長野県のね。だけど、実際にそういうことができないというのは、今までできない、これからやっていくんじゃ遅いと思うんですけど、実際に人口減少を抑えるのに、何が必要だと思いますか、本当に。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の嶋田議員の質問にお答えいたしますが、人口減少に必要なもの、人口減少に歯止めをかけるために、早急に対策するものとして必要なものというものを申しますと、私としては、先程の答弁の中にも申しましたが、やはり雇用の確保だと思います。外部の人間、町外の人間、そして、今いる若者たちの雇用をですね、まず確保しなければならないと。確保するために、どのような産業を産み出していくのかっていうのを早急に作らなければならないというふうに思っています。そして、町外の人間を連れてくるにあたって、やはり住む場所がありません。ですから、町として今、様々なところであたって、建物について検討しておりますけれども、なかなか今、町で集合住宅なり、下條村がやっているような定住促進住宅などをですね、建てることによってですね、一時的な人口を確保するにはですね、適しているのかもしれませんが、20年、30年、町の財政状況を考えたときに、やはり今後、将来この町に負担がかかってしまいます。ですから、町として今民間企業とですね、様々な交渉なり協議を重ねております。その中で、町としてどれだけの支援、協力ができるのかということですね、今担当の課で様々なシミュレーションを立てながら検討しているところであります。現在のところではですね、明確なものは今発表することはできませんけれども、近々議員の皆様方に、今、町で取り組もうとしているものに対して、今発表しようと思っておりますので、その辺ご理解いただければと思います。以上でございます。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）確かにこの町は財政的にも大変だと思います。だけど、その無駄をなくすればできると私は思うんですよ、無駄を。そのために何をしなきゃならないかという、それこそビジョン的に10年後、20年後、30年後のことを考えるのであれば、今からもやらなきゃならないと思うんですよ、実際に。だから、そういう部分で例を一つ上げますと、下條村の行財政改革、そのためにやったことは、ひとり一人の、まず最初にやったのは意識改革ですよ。その意識改革をするために、当然この仁木町に住んで、仁木町の町で働いていると、そういう意識改革ですよ。一緒になって良くするというのを考えさせるために下條村がやったことは、やっぱり異業種のところに勉強させに行くということですよ、それも職員全員。実際に、町の皆さんと職員の皆さんの、当然話をしたりした中で、上辺は笑って話してもたぶんこう離れるっていうか、話が通じないときもあると思うんですよ。だけど、実際に行革をこうやりながら下條村がやったことは、それをやることによって、それこそ子育て支援するために若者定住促進住宅、そのために子育て応援基金の創設、これをやったわけですよ。178戸の住宅を建てて、それも国のお金を使わないで、やはり国のお金を使いますとね、やっぱりできないこともあるから、それをやったんですよ。実際にそれをやることによって、2012年度から新築、まだやっていくそうです。その中で、要するにそこに入ってもらっていただく住民は、子持ちか結婚予定の方、更に村の行事への参加、消防団への参加という条件を付けて入ってもらっている、これってすごいことだと思うんですよ。だけど、昨日もこの下條村のことがちょっとテレビでやっていましたが、町民の皆さんがみんな笑って話をするんですよ。すごくうれしいと、楽しいと、この村が大好きですと、それまでやっている村もあります、人口4000人で。そういう部分では、当然この町として人口減少をね、やっぱり歯止めかけなきゃならない部分で考えれば、やっぱり真剣に町民もやらなきゃならないし、町でもやらなきゃならないっていうのは、これは現状だと思うんですよ。一昨年まで財政改革をやっていましたが、もう一度、私はやっても良いかなと思っています、正直な話。今、住宅を建てるのに国の補助金というのはなかなかそんなに出てきませんよね。だけど、それをやったことによって、11年度の財政が全国で6番目ですよ、下條村は。人口1000人に対しての職員の数が7.84人、結局職員も減らしていったんですね、現在37人。それまでやれとは言いませんけれども、そういう気持ちでね、人口の歯止めまで考えてみる気はありませんか。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）嶋田議員のおっしゃること、私も同感でありまして、先日の町づくり懇談会、町内会連絡協議会の中でも全く同じことをですね、私皆様の前でお話をさせていただきました。今後、やはり町としてどうあるべきかということですね、やはり今まではどうしても行政だけで行ってきた部分が否めません。ですから、下條村や、または、鹿児島県の「やねだん」と呼ばれている串良町というところではですね、地域住民が主体となってまちづくりをしている、結果としてそのように先程嶋田議員がおっしゃったような今町の状況になりつつあるということですね、私もそれぞれの町の自治体の成功例をですね、参考にしながら、仁木町として今後どのような形がふさわしいのかということですね、早い段階でやりたいということを町づくり懇談会の中で申し上げさせていただきました。早いうちにまちづくり協議会というものを立ち上げてですね、そこにはもちろん地域住民の皆様方、そして専門分野の方々、行政、

様々な方々に参加してもらってですね、みんなとともに協議会を構成したいというふうに思っております。今後、仁木町もですね、嶋田議員の質問にもありますとおり、人口減少が急激な速さで減少してまいります。その中で、そればかりに気を捉われてですね、目先な特典ばかりを付けてですね、町外から来る人を呼び込んでですね、なかなか長続きしないという例もありますのでですね、しっかりとこの町にふさわしいものをですね、皆さんとともに話し合いをして、つくってまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）町長もご存知のとおりだと思うんですけど、ただですね、人口減少っていうのは、本当、町長の言うとおりに止まらないんですよ、今のままでは、現状では。しかしながら、その1.39人を1.92人までやったこの下條村っていうのは、やっぱり18年かかっているわけですよ、1997年からですから。したら、18年かかって今の現状で、今年からまた職員を募集しているっていうまで来たんですよ。その中でもっと削ったものは、それこそ町の人と一緒に、大きい工事はできないけれども、下水道だとか、それと農道だとかそういうのを一緒になって整備する、インフラ整備する、多分ご存知だと思うんですけどもね。そういうのも、その行革をやることによって町民の理解を得て、一緒になってやっていく。人と人がみんな手をつなげば10人により、前にも言ったことありますけれどもね、1人より10人、10人より100人という、その1000人の力っていう部分で考えれば、すごく力強いんですよ。だから、私はこういうものやってほしいんですよ、実際に。人口を減らさないためにも、町民の皆さんの理解を得るためにも、やっぱりやった方が良く思うんですよ。その基金に積んだものは、すべてそういうものに使うという、これは本当に1～2年の間に考えてもらわなきゃならないんですよ。実際に3530人ぐらいの町になって、私が議員になってからもう300人近く減っていますよ、実際に。だから、そういうことを考えますとね、もう待ったはないんですよ。だからこそ本当にね、ただ検討して今精査して考えていくとか、5年間の間につくるだとか、それじゃ遅過ぎるんですよ。ここ、高速道路がすぐ来ます、30年に。そうなったら通勤圏にもなるわけです。住宅がないという部分では、当然町としてね、その町有地を無償でやるとかさ、無償でやる、それを区画して100坪ぐらいで、それでも今回10坪から農地として買えますから、10坪を無償であげますと、そういう部分もあって良いと思うんですよ。町有地、ただ遊ばせているだけですからね、活用した方が良くんですよ。そういう風にして、人を入れてきてもらうという方法もあると思うんですけど、その辺どうでしょうか。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）先程言った町有地や空き家、若しくは遊休地などの活用についてはですね、今後、当然考えていく重要懸案事項として、私考えております。嶋田議員のおっしゃる気持ちもね、本当に私はわからないでもないんですけども、ただ数々の各自治体の成功例だけをですね、それぞれつまんでですね、うちの町に全部取り入れてもですね、なかなかそれが成功するとは限らないと。ただ、この町にとって何が適しているのか、この町の特徴が何が合うのかっていうのをですね、きちんとみんな考えなきゃ

いけない、もちろん時間はかけられません。ただ、それを行政だけでまたやると、住民と行政の間にまた温度差ができますから、ですから住民が一緒になって、行政とともにまちづくりをしていこうというのは、私はそこを言っています。下條村のように、職員が民間企業に出入りして、その効率性を学ぶために民間企業に出入りして交流するということも一つの手法かもしれませんし、うちの町としても今後、今は既に道庁や後志振興局とは交流はありますけれども、民間企業ともそういう交流ができることも、また、この町の役場職員の資質向上につながるっていうふうにも私も考えておりますので、今後どういう形であれ、一度外に出てですね、様々なことを学んで仁木町に持ち帰って、それを生かしてまちづくりをするっていうことも私考えておりますので、今後また検討するって言ったら怒られますので、そういうふうを考えていきたいというふうに思っています。以上です。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）本当に近々の課題なんで、本当スピードですよ、今の時代は。何でも人より先にやるというのが、本当に今の時代の流れです。そういう中でですね、この町にね、入りたいっていう方が結構いるんですよ、これで。いろんな流れでいって、ここに本当に住むところがあれば、本当に今年からでも入りたいという人、結構いるんですよ、これ不思議と。その部分では、基幹産業である農業に関してもそうですけれど、基幹産業の農業のことで言いますと、人口を、今たぶん建物を建てる、入れるだとかそういうことがまだできないと、新規就農者の部分では、人口的には入ってくるのはね、この町で入れることは可能だと思うんですよ。実際に、新規就農者で入ってきている方がここ何年間で結構いますけれども、そういう中で、一番困るのがやっぱり町づくり懇談会でも言われたように、何か言われたって聞いていますけれども、やっぱり住宅なんですよ。だから、それを民間に頼んで建てるという部分もあって良いんですけども、町としてね、きちんとしたそのシステムづくりができていないんですよ。もう長年、私もこういうこと言っているんですけど、受入体制ができていないんですよ。土地はあるんですよ、教える人もいますよ、それを来ました、住むところがない、これが一番なんですよ。これで住むところがあったら、1年間に10人ぐらい入ってくる可能性もありますよ。一つ言いますと、仁木町の公式ページにもね、仁木町で農業やりませんか、大々的に募ればですよ、大々的に募集できると、それもできないんですよ、それがないから。ホームページの中の、このいろいろ見て指摘されたんですけどもね、人を入れる部分のそれは、ちょっとは出ているけれども、PRが何もないんですよ。ただ載っけているだけなんです。ここが空いています、土地で言えばね。そういうんじゃなくて、ウエルカムで入ってきてくださいというようなね、ホームページに載せられるような、そういうホームページにしたいんですけど、住宅関係の部分で、その新規就農者だけって言ったら語弊があるんですけども、今現状はそこなんですよ。だからその辺を、住宅をシェアハウスでも良いんですよ、一つの部屋が四畳半か四畳ぐらいで良いですよ、寝泊りできれば良いんです。そういう住宅を建てるつもりはありますか。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）シェアハウスを建てるかどうかというのは、今のところまだ考えてはいませんけ

れども、今現段階で進めているものはですね、民間企業がですね、アパート、集合住宅を建てると、民間企業もですね、集合住宅を建てる上でやはり採算性が合わないと、なかなか建てません。町として、その採算性をですね、合わせるために、例えば、町有住宅として町でその10戸建てたのがあれば、そのうちの5戸をですね、町有住宅として保有するというようなやり方もですね、今いろいろ検討しているところです。早い段階というのは、今の段階ではまだ話はできないんですけども、具体的な今、近いうちにその辺も詰めてですね、条例化しなければならない部分も出てきますので、皆さんの前で公表できるように今精査しているところであります。若い人たちがですね、確かに新規就農者でうちの町に来たいと言ってもですね、住む場所がないというのは、今非常に我々も悩んでいるところであります。かといって、空き家をですね、皆様のところですね、所有者のところですね、お願いしに行ってもですね、なかなか空き家をですね、手放してくれない、貸してもくれないと、そういう状況もありますので、なかなか住む場所を確保できないんですね。そういう部分で、やはり貸す方も貸しやすいような、そんなシステムをですね、町として考えなければならぬと思っておりますので、受入れる態勢もそうですし、また、その住宅を貸す側の方にもですね、有利になるような、そんな仕組みをですね、今後作ってまいりたいというふうに思っております。以上です。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）そういう気持ちがあるというのは、町長わかります。しかしながら、先程も言ったように、やっぱりスピードなんですよ。本当にね、遅いんです、この町、動きが。実際に、皆さん一生懸命やっていると思うんですよ。けども遅いんです。もっともっと効率良くね、物事を考えていかなかったら取り残されますよ。本当に先程言ったように、1万人を切る人口のところは、消滅するって言われたんですよ。頭の中ではそうはならないと、私思いたいんですけども、実際にそういうことが起こるんではないかっていう部分を先にね、やっぱり手を打っておかなきゃならない。それが今、一番課題になっている部分のその住宅ですよ。だから、空き家なんかを再利用するのにね、それこそただ聞いてやるんじゃなくて、やっぱりリノベーションするのに補助をしてやるだとか、そういうこともあっても良いと思うんです。先程言ったように、最初に質問した中でね、やっぱり補助金を出せば良いのかという部分もあります、確かに。けど、この町で今困っている部分を、それをやっぱり回避するためにはね、その辺を考えていかなきゃならない。そのためにはやっぱり自分たちの、もう自由に使えるお金がなきゃならないということですよ。それで先程、元に戻りますけれど行財政改革、これをもう一度やりませんかって言ったんですよ。それを下條村みたくやってくださいとは言いませんよ。ただ、それを本当にね、真剣に考えてやることによってね、町民の皆さんも分かってもらえると思うんですよ、実際のところ。当然、町民の皆さんが役場に入ってきたら、ここ何回か徐々に役場に用事があって行ったけど、雰囲気良くないよねって、私も言われました、友達に。そういうんじゃ困ると思うんですよ。だからこそ、町の人たちとかと本当に交流を持たないとだめだと思っているんですよ。人口減少を歯止めかけるにもね、やっぱり人と人とのつながりなんですよ。もう何年もこうやって言ってきたんですけども、実際にまだ良くなっていない部分はあります。少しは良くなってきたのかなと思うんですけどもね、けど実際にそれを、人口減らさな

いという部分で、そういう人と人とのつながりを持って行って、町民の皆さんに理解していただく、足を運んで理解していただく、それがこの町の足りないところですよ、実際に。それは、元々知っている人にはね、良いかもしれないけれども、そんなに役場に来る人じゃない町民の皆さんっていっぱいいるんですから、3千何人もいますから。その人たちがそういうふうを感じるっていうことですよ。だからこそ、この人口減少を歯止めかけるのにね、本当に行財政改革をもう一度やってみた方が良いんでないかって思っているんですけど、考えることありませんか、そういうこと。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）人口減少対策についての質問に答えるものだと思うので、行財政改革が今必要かどうかという問題はですね、今ちょっとお答えにくいんですけども、ただ、行財政改革をですね、今、形としてはないかもしれませんが、前回行った行財政改革っていうものはですね、気持ちは今でも引き続き維持しています。ただ、無駄なものをですね、削って新たなものをできるようにというふうに職員もですね、そういう心がけて様々な予算を組んだりしてもらっています。更にですね、やはり嶋田議員がおっしゃるように、足りない部分としてはやはり人数も、限られた人数しかおりませんが、なかなか外へ出てですね、町民と触れ合う機会というのはやはり少ないというのは、そこは否めません。ですから今後ですね、役場としても外に対する意識っていうものをですね、育むことも必要ですし、また、地域住民の皆さんもですね、こういうことはどうだというようにですね、行政に対して目を向けて参加してもらえ、そんな環境づくりをですね、つくり、双方にとって、手を携えて前へ進めるような、そんな関係をですね、今後この町には必要だと思っておりますので、その辺ご容赦願いたいと思います。以上です。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）私が行財政改革をしませんかっていうのも、やはりその部分で人口減少を歯止めにするために、住宅を建てていこうという部分なんです、私が言いたいのは。要するに、それこそ子育て応援基金の創設だとか、その部分でそれに積立ると、そういう部分で私は言っているんですよ。自由なお金を使える、国からも何も言われない、そういう考え方で言っているんですよ。

○議長（山下敏二）暫時休憩します。

**休 憩 午前10時33分**

---

**再 開 午前10時36分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

嶋田君の一般質問を継続します。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）そういう中でですね、この町の人口を減らさない、これを近々の課題として、町長は考えていただけますか。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）地方創生という部分で、まさにその部分で各自治体に求められている部分でありますので、地方創生という部分では、これから5年間という期間の中で、町としてそういう部分で、政策を打ち出せということで求められておりますけれども、私は5年間というスパン内に納めるだけじゃなくて、早いうちにできるものは、できることから取りかかってまいりたいと、人口減少を歯止めをかけるという部分では、この町に人を呼び込んで、そういう様々な対策を立ててまいりたいというふうに考えております。以上です。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）今の町長の言葉で安心しましたがけれども、本当にこの人口減少だけは歯止めをかけなければ、この町も本当に衰退していきます。本当、早い段階でそういう政策をつくって、条例にするなり、そういう方向性を考えてやっていただければと思います。これで終わります。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）健康なまちづくりについて、質問します。我が国の平均寿命は、世界でも高水準に達しています。町においても、がんや循環器疾患などの生活習慣病の増加、また、高齢化が進む中、医療、介護に係る費用負担の増大が深刻な問題となっており、健康を個人の問題として捉えるだけではなく、健康、医療、福祉のみならず、経済などを含めた広い視点から社会全体の問題として捉えることが重要であると考えます。本町では昨年、国民健康保険税を増額し、町民の皆さんに負担をしていただいた経緯があります。そのような状況の中、町としても、町民ひとり一人の主体的な健康づくりと取組みを支援しておりますが、今後健康なまちづくりを進める上で、健康で暮らせるまちづくりをどのように考えているのでしょうか。また、本町を健康推進の町、食育推進の町として、施策に取組む考えはあるのでしょうか。以上2点について、町長の見解を伺います。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）健康なまちづくりについての質問にお答えいたします。

1点目の健康で暮らせるまちづくりをどのように考えているのかについてであります。第5期仁木町総合計画では、町の将来像実現のための基本目標の一つに、誰もが安心して笑顔で暮らせるまちづくりを掲げ、その基本計画の一つとして健康づくりの推進を定めております。健康な生活を送りたい、住み慣れた町で心豊かに生活を送りたいと思うのは、すべての町民の願いであります。町ではその願いを実現させるため、総合計画を補完する第2期仁木町健康づくり計画に基づき、各世代別に生活習慣病予防に視点を置いた項目を定め、健康づくりを推進しているところであります。健康で暮らせるまちづくりを進めることにより、町民ひとり一人の健康の増進だけにとどまらず、町民の生活の安定化や医療保険制度の安定化につながり、健やかな暮らしを支える社会の実現が図れるものと考えております。

2点目の本町を健康推進の町、食育推進の町として、政策に取り組む考えについて申し上げます。町では、病気の早期発見のための各種がん検診や特定健診の推進、保健師や管理栄養士による健康教育や栄養指導、健康運動指導士による健康運動教室の開催、更に、ウォーキングマップを作成して気軽に運動できる環境づくりなど、町民の健康増進に努めてまいります。また、心身の健康増進を進める上で、食に関する知識や食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てることも重要なことから、学校教育と連携し、食育に関する取組みを強化してまいります。以上でございます。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）そういう中ですね、今の死亡率で言えば、がんが2人に1人という社会になっています。そういう何か、この町のその、ここで推進している健康診断を受けてくださいという部分では補助も出していて、その分でどれぐらいの比率で受けてもらっているのか、ちょっとお聞かせください。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）受診率、特定健診、人間ドックの中にも特定健診含まれておりますけれども、国民健康保険税に入っている方の特定健診の、平成25年度の受診率で申し上げますと、23.9%ということになっております。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）この健康診断の部分では、国でも50%まで上げたいとしています。今、現状で国で調べた結果では、37.7%ぐらいですか、その部分でいってもまだ23.9%と、当然そのがんというのは、病気も早期発見が大切です。その部分で、そのなぜ受ける人が少ないのか。その辺、わかっていますか。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）受診率に関しましては、やっぱり個人の問題でございますけれども、皆さん特定健診受けた方が良いということは十分ご存じだと思いますけれども、町の方でも広報等で周知なんかしているわけですが、まだまだ個人でその受けてくださるという意識が低いと感じております。以上です。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）実際にその、この町を健康なまちづくりにするためにはどうしたら良いかっていう部分で質問しているんですけど、やっぱり元気で長生き、これが一番だと思うんですよ。それと、一つ例を出しますとね、そのピンピンコロリという言葉があるんですよ。ピンピンコロリという言葉が、これっていうのは、本当に長野県で推進してましてね、1980年からやっているんですけど、長野県下伊那郡高森町ですね、ここでやっているんですよ。実際に、そこの平均寿命が男性で80.88、女性で87.18、全国1位なんですよ。この言葉っていうのは大切に、要するに健康なまちづくりをやっていって、こういうふ

うになっているという実例です。この町でもその健康に向けての考え方として、いろんな形で支援していると思うんですよ。しかしながら、一人暮らしの人とか夫婦で暮らしている65歳以上、そういう人たちの部分をきちんと把握しててね、何年か前に仁木町でも、その死んでから何日も経っていた孤独死みたいなのがありました。そういう部分で、きちんと把握しているのか。把握しているのか、していないか。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）孤独死があったということは、把握しております。その対策といたしましては、保健師による訪問等を行っているところでございます。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）それで、その一人暮らしの人とか二人暮らしで暮らしているという件数というのは、把握していますか。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）町で高齢者台帳というものを作っておりまして、毎年3月31日現在で数字を把握しております。今ちょっとその台帳、今手元にありませんので数字言えませんが、3月31日現在で把握をしております。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）要するに、やっぱり元気で長生き、病気は早期発見、そういう部分でこの、当然この健康診断という部分でね、やっぱり23.8%をより良く、国が50%って言っているんだから50%までやっぱりやってほしいんだけど、そういう部分で文章だとか、そういうものをやっているって聞いています。だけど、それこそ訪問もやっているって聞いていますけれど、だけどそれだけでも受けて入れてもらえないという、それにはまた違った考え方ってありますか。もっとこう健康診断を受けてもらえるような、そういう考え方でアイデアとかありますか。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）周知の方法につきましては、今年度から防災行政無線も使えるということでございますので、それも活用して周知していきたいと考えておりますし、また、その受診を高めることにつながるかどうか、それはちょっと今のところ私の考えですけれども、その特定健診等を受けまして、もし異常等が見られる方に対しましては保健師ですとか、今年度から、今まで栄養士は嘱託で採用していたわけですけれども、専門的知識を持った管理栄養士も採用することになっておりますので、そういう方々に対して栄養指導、その後の栄養指導等も行っ、習慣成人病等の予防につなげていきたいと考えているところでございます。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）実際のところやっているということで、だけどそれでも増えないという、だけどそれにはそれ以上の、やっぱりね、考え方で接しなきゃならないんです。やはり早期発見することによって、やはり健康保険税も下げることがもできるかもしれません。だけど実際のところ、町民の皆さんにお願いした経緯がありますのでね、その辺はやっぱり努力して、下げていけるような施策をとってほしいと思います。その健康のまちづくりに対して、今度、実際にいろんなことをやっていると思います。だけど、健康になるためには、やはり年を取ると生きがい欲しいと思うんですよ。やっぱり生きがいがあるとね、病気も逃げていくっていうわけではないですけども、やっぱりその70代、80代になって生きがいがあることによって、1年でも2年でも長生きできるという、元気になれると、そういう部分で町として、その生きがいを持たせるような政策というのかな、町民の皆さんに。要するに、それこそ言っているように、楽しいまちづくりだとかそういう部分で、年を私もとっていきますけどね、今もう、その60代、70代になったときに、この町にいたらこういうことが生きがい楽しくて良いんだってというようなそういう政策って考えていますか。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今後の健康対策、予防対策としてですね、取組みとして考えているのは、今現在も行っております健康運動などを推進してですね、社会福祉協議会や様々なそういう民間介護、民間サービスの方々ですね、連携をしながら、取り組んでいきたいというふうに思っております。ただ、生きがいを感じられる場所をですね、やはり町としても作らなければならないというふうに思っています。その生きがいを作れる場所ってというのはですね、この町にやはり少ないと思うんですね。やはり高齢者の方々がふれあい、話ができたり、運動できるような場所ってというのがですね、なかなかこの町には少ないのでですね、今、私の行政報告の中でもお話しましたがけれども、今JR北海道の駅舎を利用してですね、あそこをそういう施設にできればとかっていうふうにも今考えておりますのでですね、そういう場所をですね、設けて、様々な高齢者の方々が生きがいを感じれるような、そういう場を作ってまいりたいなというふうに思っております。以上でございます。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）ぜひそういうのがあって良いと思うんですよ。やっぱり自分も高齢者になるんでね、やっぱりそういうのがなければ楽しさもないし、ただ家でテレビ見ているか、そういうのしかできないんでね、実際に外に出てもらえる、実際に高齢者がちょっと足が痛くても行ってみたいなと思えるようなね、そういう場所づくり、当然それが健康につながりますよ。そういう部分で、今町長答えていただいたんですけど、実際にそれはやっぱりやるべきです。駅舎をこの間言ったようにやるんだったら、やった方が良くと思います。それとですね、朝ですね、6時からNHK体操、あの体操っていうのをちょっと推進してほしいかなと。朝起きたら、おはようございます、6時の体操がありますよね、それをラジオからかかってくるのを聞きながらみんなが体操するっていうね、推進をしてほしいんですよ。体操っていうのは、

やっぱり朝、体を動かすということがね、大変良いことなんです。そういう何か、とてつもないようなことを考えてね、そういうのって大事だと思うんですよ。何が体操だけど、でも体操することで朝の血の循環も良くなるしね、その1日が良くなる。そういうことをやっぱり健康っていう部分で、いろんなアイデアを出してやっていかなきゃならないと思うんですよ。だから、健康を良くするのに、やっぱり早期発見するためには、やっぱり当然健診を受けてもらう。朝は、仁木町全体でラジオ体操をすると、こういうのあって良いと思うんですよ。実際に、その介護の部分とかそういう部分でもやっぱり目の届かない部分も出ていると思うんですよ。そういうのも届かない部分もありながら、けどそういう健康の方にこの町はやっていくんだと、そういうのを示してほしいんですよ、実際に。文章で書いてもだめなんです、やっぱり。行動なんです。長女が朝6時に起きて、ラジオ体操やってんだっていうぐらいのね、毎日やってんだというぐらいの、それぐらいでやってほしいんですよ、健康づくりは。何でも体が資本ですので、町としてね、そういう何か突拍子もないような、その突拍子って言ったらおかしいですけど、町民の皆さんにね、やってもらいたいっていうか、やってもらうようなことを考えられませんか。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今の段階で明確なものは正直ないんですけども、体操ですか、体操を今後取り入れるかどうかは別として、やはりですね、高齢者の方々がやはり生きがいを感じるものを町としても提供しなければならないと思うんですよ。じゃあ、それが何かって言われたときにですね、例えば高齢者の方々が家庭菜園なり、そういうものは当然でね、いつまでもできると思います。それを作って、やはり買ってもらえるような場所を作ったりですね、皆さんに喜んでもらえる場所を作ったりとか、今もう既にかあちゃん市とかいろいろありますけれども、またそれと違う形でですね、皆さんが参加できて、そしてそれが収入になって、皆さんがそのうちちょっとした収入で、また何か新しいことするとか、そういうようなことを良い循環を生むような、そんなシステムをですね、作っていききたいというふうに思っています。あと、これは地域性によるのかもしれないですけども、つい先日、大江のですね、ゆっくり歩こうスキー大会というのに参加させてもらったんですけども、やはり大江の地区はですね、人口規模も皆さんまとまっているっていうのか、そういう形なのかわかりませんが、非常に住民意識とですね、何かをしようという気持ちが高かったです。その地域みんなですね、その健康のために冬でもやはり外に出て、みんなで体を動かして健康のためにやろう、取り組もうという意識がですね、非常に強いなというふうに感じました。こういうことがですね、ただ第1回のイベントではなくてですね、何度も継続できるような、そして大江地区に限らず、銀山や又は仁木町の中心部の方にもですね、そういう活動ができるような機会をですね、町内会なり、また、行政がですね、もちろん支援しながら作ればというふうに思っております。以上です。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）今の町長のアイデア良いですよ。やっぱりね、その家庭菜園、皆さん作っているところ多いんですよ。その作ったものはね、すべて人にあげたりして喜ぶ部分もあるけれども、やっぱり少

なかれ多かれお金できてという部分もあって良いと思うんですよ。それっていうのはね、やっぱり生きがいになるんですよ。だから、来年何作ろうかなって、この今の時期からもう考えてね、春に種まいて、それ大切なことです。それ、私も同じ考えです。そういう部分で、少しずつでもそういうね、町としてのその健康なまちづくりという部分をね、実際に考えていかなければならないということですよ、小さいことでも。それと、やっぱりそういう部分で言ったら、さっきのピンピンコロリじゃないですけども、ちょっと戻るんですけども、これって本当ピンピン体操っていうのがあって、PPKって言われているそうです。実際に、日本体育学会にピンピンコロリ運動についてっていうのを発表したそうです。これ、ネットとかで探せば、たぶん出てくると思うんですけども、やっぱりそういうような考え方で、やっぱり健康を維持していくためには何をしたら良いかという部分をね、全員でみんなで考えてね、やっていかなければならないと思うんですよ。それは、町民の皆さんも同じだし、それと町の皆さんも同じです。私も同じです。だから、健康という部分をどういう形っていうか、みんなで出し合って何かこういろんな意見を出しながら、アイデアを出しながらね、みんなで考えていく。こういう健康なまちづくりをしてほしいんです。質問はこれで終わりますけれども、実際にこの町が生き残っていくためには、やっぱり健康づくりという部分はね、本当にどこの市町村も同じですけども、特にこの町はやってほしいです。終わります。

○議長（山下敏二）暫時休憩します。

**休 憩 午前11時01分**

**再 開 午前11時20分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第2、『一般質問』の議事を続けます。一般質問、『これからの介護保健事業について』、以上1件について、上村議員の発言を許します。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）これからの介護保険事業について。本町の介護保険は、後志広域連合が保険者となり実施していますが、医療介護総合法が昨年可決され、多くの高齢者を介護サービスの対象から除外し、入院患者の追出しを更に強化するなど、公的介護や医療保険を土台から掘り崩すものとなっています。先日の新聞報道で、後志広域連合の介護保険料が5343円に統一されたとの記事が掲載されましたが、毎回のように入料料が上がり、利用するサービスが低下するのでは、住民が不安になるのも無理はありません。この保険料を算定するに当たり、本町の実態について調査したと思いますが、介護サービスを利用する認定者数、施設待機見込数（特養・グループホーム等）、介護保険基金の動向、所得段階区分はどうなっているのでしょうか。介護保険制度は15年前、家族の介護から社会で支える介護へというスローガンを掲げて導入された制度ですが、実際には要介護度に応じてサービスの内容や給付額が制限され、スタート当初から保険あって介護なしと言われてきました。年金が引き下げられ、介護保険料は天引き、更に保険料を払っているにもかかわらず認定を受けなければ利用することもできず、介護保険をやめたいという声まで聞

こえます。後志広域連合の事業計画では、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスを切れ目なく提供する、地域包括ケアシステムの構築を推進していくとされていますが、実際は要支援1・2の人が受けている訪問介護及び通所介護を保険給付から外し、町の地域支援事業に移行するとされています。全国一律の基準も廃止、サービスは専門知識、資格を持たないボランティアなど、多様な担い手による多様なサービスを行うとしています。町は、これを受ける体制ができていますでしょうか。町長は、町政執行方針の中で予防給付事業では、介護予防サービスを受けるための介護予防ケアプランを作成するとしていますが、社会福祉協議会や関係機関との連携は重要だと考えます。どのような体制をもって予防給付事業を進めるのか、お伺いいたします。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、上村議員からのこれからの介護保険事業についての質問にお答えいたします。

1点目の本町における認定者数、施設待機見込数など、本町の状況についてであります。本年3月1日現在、介護サービスを利用する認定者数は238人、施設待機見込数は、仁木長寿園が15名、グループホーム仁木やすらぎの里が14名となっておりますが、第6期後志広域連合介護保険事業計画は、要支援・要介護認定者数が増加傾向にあることや施設サービスに対する需要が高まることを十分考慮した上で策定しております。次に、介護保険基金の動向につきましては、後志広域連合が構成町村別に管理しておりました介護保険基金は、第5期（平成24年度から平成26年度）の最終年度である今年度に清算し、第6期（平成27年度から平成29年度）からは後志広域連合分として管理いたします。所得段階区分は、第5期までは6段階でありましたが、第6期からは9段階となり、所得水準に応じてきめ細かな保険料を設定することになりました。

2点目の多様な担い手を受ける体制についてであります。国が想定する多様なサービスの担い手確保は、本町のような小さな町では非常に困難な状況であります。活用が可能な団体等について、本年4月以降に設置いたします地域ケア会議の中で検討してまいります。

3点目のどのような体制で予防給付事業を進めるかにつきましては、現在は、町の地域包括支援センターの保健師が要支援状態、要支援1・2にある高齢者に対して介護予防ケアプランを作成し、介護事業所と連携して、本人の自立の可能性を最大限に引出す適切なサービスを提供しております。新事業に移行することにより、既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、多様なサービスが民間企業、NPO、ボランティアなど、多様な主体により提供され、利用者がその中からサービスを選択可能となります。本町の場合は、多様な主体の確保は困難な状況にありますが、既存の介護保険サービスの維持に努めるとともに、多様なサービスを模索してまいります。以上でございます。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）1点目のところでお聞きしますが、第6期介護保険料の所得段階区分が6段階から9段階に、きめ細やかに設定になったと言いましたが、これ以上の細分化はできないのでしょうか。また、第1段階の人は、保険料はいくらになりますか。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）段階につきましては、前回は6段階に分かれておりました、それを今回9段階ということで、これはもう決定しております。それで、第1段階の方はどれぐらいになるかというお話でございます。第1段階の方につきましては、老齢年金受給者、生活保護受給者になりますけれども、月5343円で、年間にしますと6万4116円、その第1段階0.5となりますので、3万2058円となります。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）9段階で広域の方では決めたということですが、帯広市では、これを15段階とするということが決められているんですね。広域連合に私たちが意見は言えませんが、やはり第1段階の人を、今言ったように、老齢年金受給者、生活保護受給者及び課税年金収入、合計所得金額が年間80万円以下です、この人方から3万2058円、この介護保険料として取るということはね、本当に大変な生活を強いられるんじゃないかなと思うんですね。税制度では、所得に応じて税額を決定する応能負担制度となっています。低所得者には、生計費非課税の原則が適用されており、社会保障である介護保険においても担税力のない低所得者には賦課すべきではありませんが、所得ゼロの人からも基準額の0.5を負担してもらうことになるという矛盾があります。非課税世帯の保険料の引上げは認められませんが、軽減策はありませんか。後志管内では、町で助成してるところもあったはずですが、保険料が統一されるとういう軽減策というのは、適用されていかないんでしょうか。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）後志広域連合では、所得段階設定につきまして9段階になったわけですが、それ以上の多段階ということも検討し、最終的に9段階ということに決定しております。軽減の関係につきましては、特にございません。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）今まで軽減策を講じていたところは、この統一したということで、この軽減策っていうのは、その町独自っていうのはなくなるんでしょうか。もし、仁木町で軽減策をしてほしいということになれば、広域連合では無理なんですか。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）軽減についてはちょっと私、他町村の実例等押さえておりませんので、お答えできません。

○副町長（美濃英則）議長。

○議長（山下敏二）美濃副町長。

○副町長（美濃英則）軽減の関係に続きまして、私の方からちょっとお答えしたいと思っておりますけれ

ども、他町村の状況でありますけれども、基金等です、この介護保険の事業の中で基金等を持っていた町村がありまして、今回統一されることによって、それぞれ持っていた、広域連合で持っていた基金が、各町村に基金を持っているところは返されるわけです。その返った基金の中で、何町村かあるんですけれども、基金が返ってくる町村が、その中でももしかしたら、その返ってきた基金の中で、その町で特別にその介護保険料、今回5343円って統一されましたけれども、何らかの方法で少し軽減するっていうか、還元するということをちょっと考えたいというような話はされておりました。仁木町は、基金はもうとっくに使い果たしてありませんでしたので、今のところ仁木町はこの決まった保険料以外では軽減するというような考え方は持っておりません。以上でございます。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）そうすると、広域連合になったからといって、町独自で軽減策を作れるっていうことは、可能性はあるんですか。

○副町長（美濃英則）議長。

○議長（山下敏二）美濃副町長。

○副町長（美濃英則）それは、広域連合は16町村が統一して行っていることで、保険料の統一というのは、広域連合の決定事項でありますから、保険料をそれぞれの町村で変えることはできませんけれども、その軽減というのは、町それぞれの政策でありますから、やれるところはやれるのではないかなと思っております。先程、お話したように、基金を、返ってきた基金を有効に活用するために使うんだとかっていう方法はあるのかなというふうに思っております。繰り返しますけれども、仁木町はちょっと基金がもう既に消滅しているということでもあります。以上であります。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）非課税の方々もそうですけれども、毎回のごとくこの保険料が値上がりするという事でね、どうしてこう上がっていくのか、人数が増えるっていうことなんでしょうけれども、どうすれば安く抑えていけるのか。仁木町の場合、認定率っていうのが低くなっていますよね。昨日もらった資料の中でも認定率が少ない方なんですけれども、どうすればこの介護保険料が安くなるのか。たくさん施設があるところが高かったのか、今まではですよ、施設を持っているから介護保険料が高くなるのかっていうこともありましたけれども、国民健康保険税の場合はね、やはり健康でいて入院患者が少なければ、健康保険料が全体的に安くなるっていうことでね、仁木町は重い病気の人が多くて、国民健康保険税が昨年高額になりましたけれども、今年になったらやはり5000万近い積立てができるぐらい国保が黒字になっていますよね。だから、そういうことは可能なかどうか、この介護保険で。どういうふうにしていけば、この介護保険料が安くなるのかなということが一つあります。私たちがどういうふうに努力して、介護認定を受けなければ低くなるのかなとか、先程も出ましたけれども、健康であれば良いのかなと思いますけれども、広域になった場合はどういうふうにこの保険料を設定していくのか、もしわかれば教えてください。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）保険料につきましては、第6期この計画が27年度から29年度までの3か年間となっております。保険料はその3か年間変動はありません。そのままです、3年間。その後、また第7期、次の3年間の計画を立てるときに、その皆さん健康で要介護だとか要支援の方が少なく、介護サービスをそんなに今までより受けなくて給付費が下がってれば、またそこで次の7年度の見込計算が行われることになっております。そういう低い状態であれば、下がる可能性もあると思います。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）この第6期保険料を設定するにあたってね、第9期までいろいろと算定した資料がありますけれども、もしこのままでいくと本当に、介護保険料が1万円を超すということも考えられるわけですね。そういうふうにならないためにね、やはり町独自の努力もしていかなければならないと思います。今回の総合法では、様々な改定が行われようとしていますが、1つ目に介護保険の利用料が2割になるとということもお聞きしました。これは本当でしょうか。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）所得により2割の方も出てくる、所得の高い方が2割になることもある、所得の関係、今ちょっと調べますので。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）保険料も高く、今度利用するとき利用料も、所得に応じて2割になるということになればね、今でもデイサービス毎日来たいんだけど、週に1回、月に1回減らして利用しているという方もたくさんいるんですよ。やはりこの利用料が本当に、こう1割から2割、3割って本当にこう想像がつかない、この介護保険の改悪になっていくと思うんですけども、この所得がね、いくらになるのか、もしわかればあとで教えてください。特養は、要介護3以上しか入れないのでしょうか。今、1・2の人も入所しているかと思いますが、その人たちはどうなるのでしょうか、お聞きします。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）現在入ってられる方はそのまま、新規に入られる方は原則要介護3以上ということで、原則というのは虐待等あったり、特別な事情がある場合には、介護3でなくても入れるということになっております。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）今入っている1・2の人たちは、そのままということで安心しましたけれども、やはりこの介護認定者238人いると聞きましたけれども、介護1・2人の人は何人いるかわかるでしょうか。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）介護別に人数でしょうか。要介護1の方は55名、要介護2の方が54名、要介護3の方が23名、要介護4の方が30名、要介護5の方が20名となっております。介護の方では合計で182名です。その他に、要支援1の方が44名、要支援2の方が12名、合計して238名になっています。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）特養が本当に少ない中でね、今待機者は15名って言いましたけれども、やはりこの介護1・2の人も、認定次第では入れないこともないというようなこともありますけれどもね、本当にこう施設も少ない中で介護難民になる人たちが増えていくのかなと、とても心配です。デイサービスは小さなところは成り立たないと聞いていますが、仁木町のような少人数でやっているところは予算的にね、国からの補助っていうか、デイサービスのところに来るお金が少なくなると聞いていますが、大丈夫なんですか。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）国からのお金となりますと、介護保険料が国の方からデイサービスの方には入ります。その部分については、要介護の部分については、今のところは変動はないと思われま

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）デイサービスが今度、要支援1・2とかだんだん入る人が少なくなると、こう経営的にもね、難しくなるっていうようなことを聞いたんですけれども、課長の話だと今のデイサービスはちゃんとやっていけるんですね。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）要支援の部分が変わりまして、これが総合事業の方になりますので、その分は今までとは同様にはならないと考えております。その部分は、今までどおり入ってこないと予測しております。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）この総合法を実施するにあたって、アンケート調査が町村に来たと思うんですけれども、仁木町ではこの改定について、どのようなお答えをしましたか。

○議長（山下敏二）暫時休憩します。

**休 憩 午前11時43分**

---

**再 開 午前11時46分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

『一般質問』の議事を続けます。上村君の質問を継続します。答弁が残っておりますので、理事者の答弁を求めます。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）総合事業に移行することに対しまして、国からの意向調査というか、そういう形だと思うんですけども、介護保険の保険者、後志広域連合となっております。広域連合の方からは町に対しまして、この事業は27年4月1日から施行で、猶予期間というものが29年4月までありますので、その辺どうするかという調査はありまして、仁木町の場合は29年4月まで猶予期間をもって、その間で準備するというので答えております。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）このアンケートにつきましては、1057市区町村から回答が出ておましてね、この地域支援事業の移行時期について、見通しが立たない、不明を合わせて41%になりました。多様なサービスの確保をできるとしたのは9%だったのに対し、見通しが立たないは73%で、4%が未定・検討中としています。後志広域連合では2年間の猶予をかけて、この地域支援事業の移行をするということらしいですけどもね、どこの町村でも見通しが立たないとか、財源、担い手の確保が不明、人材確保の見通しが立たない、給付費削減を柱にしたものであり、介護サービスを必要とする人たちの生活について軽視されていると、憤慨したアンケートの答えが返ってきています。本町でも、国が想定する多様なサービスの担い手確保は、非常に困難な状態だと言っておりますが、4月以降に設置する地域ケア会議で検討するとありますが、どのようなメンバーで構成し、いつまでに計画を立てるのでしょうか。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）構成メンバーにつきましては、まだ決定ではありませんけれども、今のところ考えているところでは、町の職員、包括職員、町の事業所のケアマネジャー、介護事業者、医師、歯科医、看護師、管理栄養士、その他必要に応じて、構成員としてなってもらう考えであります。それで一応、このケア会議に関しましては、4月以降ちょっとまだ時期的にあれですけども、4月以降設置して、その中で地域課題の把握まで、この中では個々のそのケアの、高齢者個人に対する支援の充実だとか、それを支える社会基準の整備だとかを考えていき、最終的には地域課題の把握等も押さえながら進めていきたいと考えております。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）やはり2年あると言っても、2年後にはすぐ実施しなければならないのですから、本当にこう急いでやる課題だと思います。まだメンバーも決まっていないということでは、本当に先が不安になります。そして、やはり地域の力も借りなければならない事業になってくるんだと思います。町だ

けでやっていくんだったら、そういう考えでも良いんですけれども、国の考えはそういうことじゃなく、地域の力を利用しなさいっていう感じでやってきておりますのでね、やはり早くメンバーを決めて内容を把握しないと、本当に安心して介護にかかれなと思うんですよね。高い保険料を払って入れる施設もないのでは、本当に泣くに泣けない状況です。今年度、福祉会の方で施設も新しく建つということもありますけれどもね、やはり本当にこの安心して介護を受けるために、町の施策を本当に急いでやってほしいと思います。保険料に関しては、国庫負担割合が介護費用の25%にすぎないのは、もはや限界です。国庫負担を増やす特別対策を国に求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）介護保険事業については、これまでも国の様々な動きにですね、地方も対応してまいりましたけども、今後人口減少、高齢化がますます進むこと予想される中ですね、地域の実情に合った町独自の体制を作らなければならないということで、先程の地域ケア会議というのを新年度から開始いたします。メンバーも選定いたしますし、ただそれをですね、また国庫負担のようにすることはですね、なるべく町としてはいかなものかと、町としてはやはり自分たちで、今後そういう部分で考えていかなければならない体制を作らなきゃならぬと、それでも国の力が必要であるならば致し方ない部分もありますけれども、まず自分たちでできることを今後会議の中で模索して、4月の体制から動き出してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）以上で、質問を終わります。

○議長（山下敏二）続いて、『地域おこし協力隊制度の活用について』、以上1件について、住吉議員の発言を許します。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）地域おこし協力隊制度の活用について。我が国の人口は減少局面に入っており、若者の地方からの流出と東京圏への一極集中が進み、人口の集中度は諸外国に比べ、圧倒的に高くなっております。このままでは、人口減少を契機に消費市場の縮小、人手不足による産業の衰退などを引き起こす中で、地域の様々な社会基盤を維持することも困難な状況に陥ると考えます。平成27年度町政執行方針の中で、地域協力活動に従事する地域おこし協力隊を本年4月から募集を開始し、7月から活動が可能となるよう関係機関と調整しながら取組むとのことですが、町としてどのように活用していくのか、お伺いいたします。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、住吉議員からの地域おこし協力隊制度の活用についての質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊を本年4月から募集し、7月から活動が可能となるよう関係機関と調整しながら取組むとのことですが、町としてどのように活用していくのかについてであります。地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化などの進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで意欲のある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持強化を図っていくことを目的とする制度であり、平成21年に総務省によって制度化されたものであります。公募は地方自治体が行い、地域おこしや地域などに興味のある都市部の住民を受け入れて、地域おこし協力隊員として委嘱し、地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など地域協力活動に従事してもらい、併せてその定住・定着を図る取組みについて、総務省が必要な支援を行うものであります。総務省の地域おこし協力隊推進要綱では、隊員の活動に要する経費として、1人当たり上限400万円の特別交付税措置があり、また、起業に要する経費として100万円が措置されるものであります。主な地域協力活動の例では、農林水産業への従事、水源保全活動、監視活動、環境保全活動、住民の生活支援及び地域おこしの支援などがあり、期間は概ね1年以上3年以下とされております。隊員の要件である都市地域等から過疎や山村等の地域に生活の拠点を移し、地域での協力活動に意欲を持って取組む方を、本年4月から3名募集して7月からの活動を予定しております。具体的には、①都市との交流事業、農産物のブランド化事業への応援、農村景観や環境保全に関する取組み、新規就農希望者への定着支援などの活動、②住民の生活支援として通院・買物などの移動サポート、高齢者等の見守りサービス、健康づくり支援など、地域の活性化対策に積極的に貢献してもらうことを想定しております。また、活動期間終了後においても、定住し地域の担い手として活動していただきたいと考えております。地域おこし協力隊の募集や受入れにあたっては、町民の皆様をはじめ各関係機関や関係団体のご協力をいただきたいと存じます。隊員各位には、本町の地域活性化とまちづくりに寄与していただけるものと期待しているところであります。以上です。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）今、町長から答弁いただきました中から、質問させていただきます。地域おこし協力隊の制度が開始された平成21年度は、全国31自治体で隊員数は89名でした。平成25年度では、318自治体で隊員数は978人まで広がっております。北海道では58自治体、9市42町7村で隊員数は168人であります。この後志管内では、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、積丹町なども含まれております。定住状況については、総務省が平成25年に公表したアンケート結果によると、25年6月末までに任期を終えた隊員のうち、約6割が活動していた市町村か近隣地域に定住しています。任期後も地元に残ってもらうことがこの制度の最終目的であることから、この事業が順調に推進されていることがわかります。本町において4月から3名募集しますが、活動内容について先程町長から具体的に①、②というように説明がありましたが、どのように配置していくのか。また、関係機関や関係団体とはどこを指し、どのように連携を図っていくのか。また、活動期間中の生活する住居について、お伺いしたいと思います。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問でございます。先程、町長の答弁のとおり、4月に募集をいたしま

して7月から活動ができるよう、3名募集していきたいということでございます。中身につきましては、2点ほど挙げさせていただいておりますが、本町の基幹産業であります農業の分野で、主にですね、地域創生との事業との絡みでございますが、新規就農希望者への支援に係る活動をしていただくことを考えており、そういった関係では本町の担当課、並びに関係団体でございますJA新おたるさんとか、関係機関との連携を図っていくことで考えております。2つ目の具体的な活動例として、住民の生活の支援の関係で主に福祉的な部分、あるいは地域の移動支援の部分での活動を掲げておりますが、そういったことについても、関係担当課、関係団体との協議を進めていながら、活動をしていただくというふうを考えております。また、募集に係る要件、また、総務省のですね、募集の条件といたしまして、都市部から本町内に住居を移すということがございますので、仁木町内において住居を提供するというように考えているところでございます。説明は以上でございます。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）先程も、仁木は空家はあるけれど貸家はないという現状で、住むところが非常に足りないという答弁を先程からいただいておりますけれども、この部分は町内に借りられるところがあるんですか。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問でございますが、現在、担当としても鋭意探している最中ということでございます。説明は以上でございます。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）この制度ですけれども、今年度3名、また、これは継続的に続けていかれるのでしょうか。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）継続的にやるために、今回試みようというふうに思っております。以上です。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）町長として、先程の1点目、2点目の具体例がありましたけれども、新規就農も重要な課題ですけれども、高齢者に対してのそういう部分、高齢化率も非常に高くなっております。その部分では、最も最重要として上げる課題としては何を思いますか。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）最重要目的という部分ではですね、先程の2点に絞らせていただきましたけれども、現状、今町の実情を見た時にですね、やはり福祉の部分でも今は社会福祉協議会でですね、ふまねっ

と運動とかを実施されておりますけれども、なかなか人材が足りなくて日中できずに夜行っているという部分があります。ですから、日中できるようなそういう人材をですね、必要とするというもの実情で出ています。そういう部分でですね、目的をはっきりとして、やはり地域おこし協力隊をですね、受け入れなければ、やはり長続きはしないというふうに思っていますので、あくまでも町の受入れる目的として、決して補助的な役割という部分では扱わないようにしていきたいというふうに心掛けております。以上です。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）平成26年第1回定例会の一般質問で、認知症対策の充実ということで質問させていただきました。そこで、認知症カフェの取組みを提案させていただき、町長からも、町としても高齢者の見守り及び予防を行えるような施設が必要と考えることから、今後に向けて検討するとの答弁をいただいております。今回の平成27年度町政執行方針の高齢者認知症施策について、今までと変わらない内容に思いました。どのように検討していただいたのか、お聞きしたいと思います。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）執行方針の中での先程、住吉議員が申しましたとおりですね、表面的には変わらないように見受けられたかもしれませんが、じゃあ具体的に今後どういう形で取組むかっていうことをですね、やはりこれから我々も検討しなければならないと思っています。そういう部分で、やはりうちの町で明らかに足りないのは人材でありまして、その人材を活用してどういうことができるのかっていうのをですね、今後構築していきたいなと思っております。その一環として、この地域おこし協力隊の力を借りてですね、あらゆる可能性が広がることもありますのでね、そういうことも含めて今回の受入体制をすすめるに至ったわけでありまして。以上です。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）受入れに際しましても、各地域において高齢者世帯の増加する中、高齢者の生活など地域を支える担い手不足が課題となっており、高齢者が安心して地域での生活を継続するため、地域支え合い体制づくりが求められていると思います。本町においても、高齢者が地域活動に参加することは、本人の介護予防ともなります。地域活動と高齢者を繋ぐ活動支援を図るために、必要な人材を募集してはどうかと思います。町長の今答弁でそのような、ふまねっとですとかそういうような人材をと言っていたので、協力隊が何をやりたいかということも大事かと思いますが、受入側が協力隊に何をしてほしいかを最初から明確にすることで、おのずとほしい人材もはっきりすると思いますし、活動もしやすくなるのではないかと思います。隊員の約6割が定住している一方で、受入地域に定住していない人の中には、活動経験を生かして他の地域の市町村で活躍する人もいます。また、移住地になじめないまま離れる人もいます。自治体は地元の魅力を十分に伝え、定住に結び付けていく努力を重ねる必要があるのではないかと思います。例えば、定住支援コーディネーター、調整役の配置ですとか、隊員からの生活上の相談などに応じるワンストップ窓口の設置なども考えられます。また、周辺自治体とも連携して、隊員同士が

問題意識や今後の進路について情報交換したり、話し合える場を設けることも大切なことと考えますが、町長どうですか。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）まさに住吉議員がおっしゃるとおりでありましてですね、先程住吉議員がこれまで年間の募集人数がですね、どんどん希望者と言いますか、協力隊員が増えております。今、各自治体で募集しているところが本当に多くですね、殺到している状況でありまして、地域おこし協力隊希望者もそれぞれの活動希望がありますのでね、自治体との要望が一致しなければやはり成立しないと思います。したがって、町でも明確な目的を持ってですね、受入体制というものを図っていかねばならないと思います。つい先日テレビでですね、NPOふるさと回帰支援センターの高橋さんという方が申しておりましたけれども、その場所にはそういう地域おこし協力隊の方々や、また、移住希望者の方々が相談に乗るんですね、そういう状況をですね、見て、その方が申していたのは、自治体に受入体制を作ることはもちろん重要なことであるけれども、移住希望者の方々自身にも自分がどのような暮らしを地方で求めるのかなどを、明確な目的と覚悟が必要であるというふうに述べておりました。私も全く同感でありまして、移住していただくためのメリットというか特典をですね、いくらつくってもですね、それだけを目的に来られても、なかなか長続きしないというのが現状でありますので、しっかりとした目的というものをですね、提示させて、それに合致した方々に来てもらい、1年なり3年という短い期間ではありますけれども、そういう期間の中で、彼らがこの町で暮らしていきたいと思えるような環境整備をですね、進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）地域の側が定住に向けて気持ちを一つにできるのか、また、地域の協力なしでは定住は難しいのではないかと思います。受入側と協力隊が地域の将来について、同じ方向性が見えたときに結果は付いてくるように思います。成功事例の活動事例として、喜茂別町のことを少し話したいと思うんですけども、5つの集落で高齢化が進んで、それまで集落内で助け合っていた農作業、冬場の除雪、更には、葬儀までもが十分に行えない状況となってきました。平成21年に、町内2地区で北海道のモデル事業として実施していた集落支援員からも集落の力だけでは限界があり、外部の人材に助けをもらいたいという声が上がったということで、総務省による地域おこし隊制度を活用することとし、平成22年10人の委嘱を行いました。町では隊員を受け入れるにあたり、その地縁のない隊員と集落の人が密に関係をつくり、地区が必要とする仕事をし、任期終了後も一緒に仕事を見つけていくためにコーディネーター的な人材が必要と考えておりました。そこで、地域の人々が主体となり、活力ある地域づくりを目指す町内のNPO法人喜茂別WAOと、町づくりを支援する合同会社ふるさとづくりセンターと町の三者を構成員とした隊員をコーディネートするための組織、喜茂別まちづくりコンソーシアムを設立、更に隊員をまとめるタウンマネージャーを1名採用し、受入体制を整えました。実際の活動は、隊員が孤立せず円滑に活動を行えるよう、2名1組で活動を実施し、活動のほとんどは高齢者の送迎や買物などの生活支援でした。他にも、

お茶会開催による交流の場づくり、胆振線上映会とフットパスなどのイベント開催なども行われました。ここから、今年4月からの募集にあたっては、ハードルを思いっきり高くして、要綱には2年間の活動期間終了後に喜茂別町において企業して、定住する意欲のある方と明記。提出書類には、地域おこし協力隊に活かしたい私の能力と2年後に喜茂別町でどのように起業・就業したいかを合わせた1000字の活動目標レポートを課したそうです。任期期間を2年としたのは、2年でもものにならないと、3年かけても無理という考えからだそうです。委嘱直後に、町長自ら隊員に対し、任期が終了する2年後には、自分で稼ぐ手段を見つけ自立しなければならないと訴え、定住意識を鼓舞されていたとのこと。幾度となく計画を練り直され、任期終了の数か月前にプログラムが具現化し、起業・就業に向けた段取りを各自進めることができたとのこと。その結果、喜茂別町では10人のうち8人が定住されております。また、平成22年から26年には3名を募集し2人が定住して、定住率は80%と本当に高いものになっております。このように、やはり受入側の準備がきちんとしていなければ、このような高い定住率にはならないと思います。本当に大事なその地域おこし協力隊の方をこちらの本町に来ていただいて、やはり本人もこれからの人生をかけてやっていただく。また、本町においても、その方たちとともに元気あるまちづくりを目指していくという意味で、本当に本町でも隊員が無理なく地域に解け込み、希望を持って生き生きと活躍し、定住・定着の流れが加速するよう本当に受入体制を強化することが必要と考えます。町長、最後に一言お願いします。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今回、地域おこし協力隊を取組む意図として、まさに今まで話してきたとおりなんですけれども、今後これを導入する上です、喜茂別のそういう成功事例なり、また、失敗事例というのも参考にしながら、この地域おこし協力隊に向けて町外の方々を受け入れたいというふうに思っております。ただ、最後にですね、やはり喜茂別でも町長とお話させていただきましたけれども、最初はなかなかうまくいかなかったというふうにお話していました。というのは、やはり町としてもどういう受入体制をしなければいけないのかっていうのをですね、向こうは先進的にやったわけでなかなかその時にあまり事例がなかったのが苦労したんですけれども、そういう部分できちんとした町の受入体制がなければ、来る側の人間もなかなか来たがらないと。先程お話ししました、NPO法人のふるさと回帰支援センターもですね、受入体制がしっかりできていないところにはあまりおすすめしないというふうにもお話をしていますのでね、うちの町としては初めて試みますけれども、きちんとした受入体制をですね、初段階でつくり上げて、そして受け入れたいというふうに思っております。以上です。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）本当に地域が元気になれる、様々な対策を要望して、質問を終わります。

○議長（山下敏二）以上で、『一般質問』を終わります。

昼食のため、1時半まで休憩を取ります。

休 憩 午後 0時16分

**再 開 午後 1時30分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

**日程第3 議案第16号**

**平成27年度余市郡仁木町一般会計予算**

**日程第4 議案第17号**

**平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算**

**日程第5 議案第18号**

**平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算**

**日程第6 議案第19号**

**平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算**

○議長（山下敏二）日程第3、議案第16号『平成27年度余市郡仁木町一般会計予算』ないし、日程第6、議案第19号『平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』、以上4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、只今一括上程されました平成27年度予算について、提案説明を申し上げます。

一般会計の歳入では、町税は町民税、固定資産税などを合わせ2億6648万1000円で、その他の財源と合わせても自主財源は5億6064万4000円にとどまり、まだまだ自主財源に乏しく、歳入の約53%を地方交付税に依存する状況となっております。自主財源及び地方交付税の増減は、事業の実施に大きく影響を及ぼしますことから、行政本来の目的であります質の高い行政サービスの提供を目指し、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう財源の不足分につきましては、財政調整基金1億2370万3000円を取崩し繰入れを行い、平成27年度の予算編成を行ったところでございます。

平成27年度の予算規模につきましては、一般会計が総額33億4787万1000円、前年度対比では2億3112万7000円、6.5%の減でございます。国民健康保険事業特別会計は、総額で2億4271万5000円、前年度対比では60万7000円、0.2%の減でございます。簡易水道事業特別会計は、総額3億7666万8000円で、前年度対比で4016万8000円、9.6%の減となっております。後期高齢者医療特別会計は、総額が6323万6000円、前年度対比では65万3000円、1.0%の減でございます。以上4会計予算の合計は、総額で40億3049万円となり、前年度対比で2億7255万5000円、6.3%の減となっております。平成27年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上をもちまして、4会計の提案説明とさせていただきます。

○議長（山下敏二）一括議題、4件の説明が終わりました。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、議長を除く議員8名で構成する、平成27年度各会計予算特別委員会を設置し、これに付託し休会中に審査することにしたいと思います。こ

れにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、議長を除く議員8名で構成する、平成27年度各会計予算特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することに決定しました。

なお、平成27年度各会計予算特別委員会の正副委員長の選任については、仁木町議会委員会条例第7条第2項の規定により、特別委員会において互選となっていますので、休憩中に互選願います。

暫時休憩します。

**休 憩 午後 1時34分**

---

**再 開 午後 1時39分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩中に行われた、平成27年度各会計予算特別委員会、正副委員長の互選結果を報告します。

平成27年度各会計予算特別委員会、委員長に野崎君、副委員長に嶋田君が互選されましたので、報告します。

次に、資料要求の件について、お諮りします。本委員会において、委員長から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続をもって、町長に資料要求したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続をもって町長に資料要求することに決定しました。

---

#### **日程第7 議案第5号**

#### **仁木町子どものいじめ防止条例の制定について**

#### **日程第8 議案第6号**

#### **仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について**

○議長（山下敏二）日程第7、議案第5号『仁木町子どものいじめ防止条例の制定について』及び日程第8、議案第6号『仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について』、以上2件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、一括提案されました2件につきまして、提案説明を行います。

議案第5号『仁木町子どものいじめ防止条例の制定について』、仁木町子どものいじめ防止条例を別紙の

とおり制定する。平成27年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

続きまして、議案第6号でございます。議案第6号『仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について』、仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例（平成12年仁木町条例第21号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成27年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上2件を、一括提案説明とさせていただきます。

○議長（山下敏二）一括議題、2件の説明が終わりました。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、平成27年度各会計予算特別委員会に付託して、休会中に審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「異議なし」と認めます。

したがって、本件については、平成27年度各会計予算特別委員会に付託して、休会中に審査することに決定しました。

---

**日程第9 議案第7号**

**仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について**

**日程第10 議案第8号**

**仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について**

**日程第11 議案第9号**

**仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について**

**日程第12 議案第10号**

**然別生活館の指定管理者の指定について**

**日程第13 議案第11号**

**仁木町大江生活改善センターの指定管理者の指定について**

**日程第14 議案第12号**

**仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について**

**日程第15 議案第13号**

**仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について**

**日程第16 議案第14号**

**農村公園フルーツパークにきの指定管理者の指定について**

**日程第17 議案第15号**

**仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について**

○議長（山下敏二）日程第9、議案第7号『仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について』ないし、日程第17、議案第15号『仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について』、以上9件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、一括提案されました9件につきまして、提案説明を行います。

議案第7号『仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について』、議案第8号『仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について』、議案第9号『仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について』、議案第10号『然別生活館の指定管理者の指定について』、議案第11号『仁木町大江生活改善センターの指定管理者の指定について』、議案第12号『仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について』、議案第13号『仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について』、議案第14号『農村公園フルーツパークにきの指定管理者の指定について』、議案第15号『仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について』、以上9件を地方自治法第244条の2第6項及び仁木町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。いずれも平成27年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上9件を、一括提案説明とさせていただきます。

○議長（山下敏二）一括議題、9件の説明が終わりました。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、平成27年度各会計予算特別委員会に付託して、休会中に審査することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、平成27年度各会計予算特別委員会に付託して、休会中に審査することに決定しました。

---

## 日程第18 議案第20号

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する 法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

## 日程第19 議案第21号

### 仁木町教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等 及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について

○議長（山下敏二）日程第18、議案第20号『地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について』及び日程第19、議案第21号『仁木町教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について』、以上2件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、一括提案されました2件について、提案説明を行います。

議案第20号『地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の

整備に関する条例の制定について』、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、別紙のとおり制定する。平成27年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

議案第21号『仁木町教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について』、仁木町教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を、別紙のとおり制定する。平成27年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきまして、林総務課長の方からご説明させていただきますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願いいたします。

○総務課長（林 典克）議長。

○議長（山下敏二）林総務課長。

○総務課長（林 典克）議案第20号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定、及び議案第21号仁木町教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定の条例改正につきまして、関連がありますので一括でご説明いたします。

この度の条例改正につきましては、教育委員会制度の改革及び自治体首長の権限を強化するために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が昨年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなります。今回の制度の改革は、教育の政治的中立性、継続性及び安定性を確保しながら、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、及び地方に対する国の関与の見直し等、制度の抜本的な改革を行うものでありまして、新教育長が一般職から特別職に変更となることによります条例改正であります。

議案第20号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の、改め文の1ページをお開き願います。第1条の仁木町教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例の廃止につきましては、教育長は、教育公務員特例法を制定根拠としまして一般職の職員として定めておりますが、新たに町長が任命する教育長につきましては、地方自治法を根拠としまして特別職と位置付けることから、制定根拠が異なるため、当該条例を廃止するものであります。

第2条の仁木町職員の旅費に関する条例の一部改正につきまして、ご説明いたします。新旧対照表の1ページをお開き願います。右側欄が現行の条例でありまして、左側欄が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。第2条関係の改正につきましては、新たに任命する教育長が特別職となることから、別表第2の移転料に教育長の規定を追加するものであります。次ページをお開き願います。第3条の特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部改正につきまして、ご説明いたします。第3条関係の改正につきましては、新たに任命する教育長が特別職になることにより、教育長の特別職の職員で常勤のものとしての規定の追加及び教育長の給与月額の規定を追加しております。

次ページをお開き願います。第4条の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、ご説明いたします。第4条関係の改正につきましては、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を置くこ

とから、教育委員長に関する規定を削除するものであります。附則につきましては、施行期日の定めでありまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。町長が新たに教育長を任命するまでの間は、従前の規定が適用となります。

続きまして、議案第21号、仁木町教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定につきまして、ご説明いたします。

制定文の1ページをお開き願います。条例の制定につきましては、先程ご説明いたしました議案第20号、第1条の仁木町教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例の廃止に伴いまして、新たに条例を制定したものであります。制定内容につきましては、第1条はこの条例の趣旨であります。第2条につきましては、教育長が特別職に位置付けられることにより、今まで一般職の職員として規定されてきた教育長の勤務条件等を規定しております。第3条につきましては、教育長の職務に専念する義務の免除を規定しております。附則につきましては、施行期日の定めでありまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。町長が新たに教育長を任命するまでの間は、従前の規定が適用となります。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）一括議題、2件の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより、議案ごとに討論・採決を行います。

それでは、議案第20号『地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について』の討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第20号『地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第20号『地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号『仁木町教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について』の討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第21号『仁木町教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第21号『仁木町教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第20 議案第22号 仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山下敏二）日程第20、議案第22号『仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第22号でございます。『仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定について』、仁木町表彰条例（平成6年仁木町条例第6号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成27年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、鈴木企画課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）議案第22号、仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

平成27年度からふるさと納税における寄附者に対しましては、返戻品をふるさと納税特産品贈呈事業として推進いたしますことから、一般寄附者と区別するため、一部改正を行うものでございます。

新旧対照表をお開き願います。仁木町表彰条例における公益貢献賞、「多額の寄附者で100万円以上の金品を寄附したものの」次に、「ただし、ふるさと納税したものを除く」と規定するものでございます。附則は、条例の施行の定めであり、平成27年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第22号『仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第22号『仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第21 議案第23号 仁木町行政手続条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山下敏二）日程第21、議案第23号『仁木町行政手続条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第23号でございます。『仁木町行政手続条例の一部を改正する条例制定について』、仁木町行政手続条例（平成9年仁木町条例第11号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成27年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、林総務課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（林 典克）議長。

○議長（山下敏二）林総務課長。

○総務課長（林 典克）議案第23号、仁木町行政手続条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

この度の条例改正につきましては、国の行政手続法の改正に伴いまして、手続の拡充・拡大を図るため、行政手続条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表の1ページをお開き願います。右側欄が現行の条例でありまして、左側欄が改正後の条例となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。第2条の定義につきましては、法令の用語を追加しております。以下、4ページの第15条までにつきましては、条項の追加に伴う項の繰下げ及び文言の整理であります。第19条の聴聞の記載につきましては、聴聞を記載することができないものを追加しております。

5ページをお開き願います。第33条の行政指導の方式につきましては、現行の趣旨、内容及び責任者に加えて、根拠法令の条項、法令規定される要件、要件に適合する理由を追加しております。第34条の2の行政指導の中止等の求めにつきましては、法律の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合には、指導を受けた相手側は町に中止を求めることができることとしております。

6ページをお開き願います。第34条の3の処分等の求めにつきましては、何人も法令違反の事実を発見したときは、是正のための処分等を町に求めることができることとしております。附則につきましては、施行期日の定めでありまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。附則第2項の

仁木町税条例の一部改正につきましては、本条例の条項の追加に伴う項の繰下げをするものであります。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第23号『仁木町行政手続条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第23号『仁木町行政手続条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第22 議案第24号

### 仁木町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の 助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山下敏二）日程第22、議案第24号『仁木町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第24号でございます。『仁木町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について』、仁木町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年仁木町条例第37号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成27年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、川北ほけん課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）議案第24号、仁木町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

今回の改正につきましては、次代を担う子どもの健全な育成を図るための、次世代育成支援対策推進法

等の一部を改正する法律の公布に伴う母子及び寡婦福祉法の改正により、仁木町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する必要があります。改正の主な内容は、第2条の用語の定義の中の関係法律の名称の変更及び助成対象者の規定の改正であります。また、今回の改正に合わせて、題名及び条文中の障害の「害」の字を、平仮名表記に改めるものであります。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。右側が現行、左側が改正後となっております。改正部分はアンダーラインとなっております。最初に、題名中、重度心身障害者の「害」の字を平仮名表記に改めております。次に、第1条中、重度心身障害者の「害」の字を平仮名表記に改めます。続いて、第2条中、肝臓の機能の障害、重度の知的障害、ろうあ等の障害及び精神障害者の「害」の字を平仮名表記に改めます。続きまして、第2条第2項の関係であります。これにつきましては、第2条第1号で「母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）」に改めるものでございます。第2号の助成対象者の規定の改正では、「父とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって、生活保護による保護を受けないもののうち、前後のア又はイのいずれかに該当するものであること」に改めるものでございます。また、第1号並びに第3号の「①」、「②」を片仮名の「ア」、「イ」に改めるものでございます。次に、第3条中の重度心身障害者及び精神障害者の「害」の字を平仮名表記に改めるものでございます。附則は施行期日の定めであり、公布の日から施行し、平成26年10月1日から適用するというものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第24号『仁木町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第24号『仁木町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第23 議案第25号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について

○議長（山下敏二）日程第23、議案第25号『定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎） それでは、議案第25号でございます。『定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について』、小樽市との間において、別紙のとおり定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結したいので、定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例（平成21年仁木町条例第19号）の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鈴木企画課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕） 議案第25号、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について、ご説明申し上げます。

お手元に議案第25号資料、第2次北しりべし定住自立圏共生ビジョンの策定経過及び概要に関する説明資料を用意しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

1ページをお開き願います。1、北しりべし定住自立圏の形成と共生ビジョンの目的・経過についてでございます。国が推進いたします定住自立圏構想によりまして、平成21年9月15日に小樽市が中心市宣言を行い、平成22年3月に北後志の各町村議会に定住自立圏形成協定の締結に関する議案を上程し、すべての議会で議決をいただき、平成22年4月1日付けで、小樽市と積丹町、古平町、余市町、赤井川村及び仁木町とが、一対一で協定を締結いたしました。北しりべし定住自立圏の形成は、人口減少や少子高齢化が進む北しりべし圏域における共通の課題解決に向けて、相互の役割分担と連携の下、住民の定住に必要な都市機能と生活機能の確保及び充実に図るとともに、自立に必要な経済基盤の整備を促進することにより、魅力あふれる圏域を創造するための取組みでございます。また、共生ビジョンは、圏域の将来像を提示し、その実現に向け各市町村の協定に基づく医療・福祉、地域公共交通、産業振興、移住交流などに関する具体的な取組みを推進するため、中心市でございます小樽市が民間や地域の関係者を構成員とする懇談会での検討や各近隣町村との協議を経て、平成22年11月29日に平成22年度から平成26年度までの5か年を取組期間とした、第1次の北しりべし定住自立圏共生ビジョンを策定いたしました。経過の中で、小樽市が中心市宣言を行った部分を平成22年9月15日と記載しておりますが、平成21年の誤りでございます。訂正をお願いいたします。この間の主な取組みといたしましては、成年後見人センターや消費者センターの共同設置、圏域の紹介事業としてJR手稲駅でのPR活動、観光分野では、直売所のマップ作成やインバウンド推進協議会設置によるタイへの観光PRキャンペーン事業でございます。定住自立圏に取組む市町村に対する支援といたしましては、特別交付税として包括的財政措置がございまして、平成26年度から中心市は4000万円程度から8500万円程度に、近隣町村は1000万円から1500万円に拡充されております。

次のページをお開き願います。2ページでございます。2、第2次北しりべし定住自立圏共生ビジョンの概要についてでございます。第1次共生ビジョンの取組期間が平成26年度で終了するため、平成27年度

から平成31年度までの5年間を新たな期間として、第2次共生ビジョンを策定し取組みを継続するというものでございます。圏域の将来像としては、魅力あふれる自然環境と歴史・文化が調和し、人、物、情報が交流する圏域としております。生活機能の強化では、医療、産業振興、広域観光、教育福祉、安心な暮らしの各分野での取組みを行います。新たな取組みといたしましては、産業振興分野での雇用、起業でございます。結び付きやネットワークの強化では、地域公共交通情報格差の解消に向けたICT、情報通信技術、インフラの整備、道路等の交通インフラの整備、生産者と消費者との連携による地産地消、圏域内外の住民との交流及び移住でございます。圏域マネジメント能力の強化では、人材の育成、圏域内市町村職員間における情報公開や意見交換の場の積極的活用でございます。2ページ下段の定住自立圏の形成に関する協定の一部変更についてでございますが、新たな取組みや見直しを含め、第2次共生ビジョンにおける具体的な取組みの推進にあたりまして、圏域市町村の役割分担、連携の根拠となる定住自立圏形成の一部を変更する必要があるため、定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の規定に基づきまして、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について、今定例会に議案提出しているものでございます。

次ページ、3ページ、4ページにつきましては、平成22年4月1日付けで締結した協定書の写しでございます。後程ご高覧を願います。

議案の方にお戻りいただきたいと思っております。まず、議案第25号の次に、今回一部を変更する協定書についての改め文を提出しているものでございまして、別表第1から別表第3までを改めるというものでございます。それが、1ページから9ページまで改め文が続いております。その次に新旧対照表を添付しているものでございます。新旧対照表につきましては、1ページから8ページまでアンダーラインを付している部分が今回改正をする部分でございます。なお、議決いただいた後は、4月1日から第2次ビジョンの発行に向け、現在の予定では3月25日に協定の締結を小樽市において行う予定となっているものでございます。また、第2次ビジョンにつきましては、平成27年度の各市町村議会での予算が確定した段階において発行されることとなっております。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）8番、横関です。今、種々説明いただきましたけれども、この定住自立圏が始まってきてからですね、具体的に定住自立圏でどういうことがされてきたのか、あの大きまかでよろしいですから、こういうことがあったよというような、ちょっと説明をしていただきたいのと、交付税が各町村にきているわけですが、うちの町に入ってきた交付税というのは、申し訳ありませんけれどもどういう分野で使われているのか、その辺もちょっと併せて教えていただければなというふうに思います。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問でございます。第1次の共生ビジョン、平成22年度から平成26年度

までの取組みについては、先程も一部触れましたけれども、共同設置による成年後見人センター及び消費者センターでございます。また、圏域の紹介事業としてJR手稲駅でPR活動を行っております。また、観光分野におきましては、インバウンド推進協議会を設置いたしまして、タイ観光へのPRキャンペーンなどを行っております。また、医療・福祉分野におきましては、周産期医療の関係で、共同で病院等の設置等についての要望活動などを行っております。この共生ビジョンに事業として取り上げられるものにつきましては、北後志の6市町村が共同・連携して取組みが想定される事業ということになっております。各町村におきまして、事業の予算が確定した段階で、この共生ビジョンに事業として載せられていくという形になっております。北後志の5町村が周辺町村で、中心市が小樽市でございまして、小樽市が中心となって作成いたします共生ビジョンの中に掲載をして、そして北後志6市町村でこの圏域事業を推進するというものでございます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）定住自立圏の関係の地方交付税の関係でございます。特別交付税が1500万円、今算入されているということになってございますが、この部分につきましては一般財源での取扱いということで、各事業に充てているというものでございます。以上です。

○8番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）一般財源ということで、組み込んでいるということで、了解いたしました。また、ちょっと大雑把になりますけれども、観光で海外等やっているそうですけれども小樽除いた他、北後志5か町村辺りではですね、海外からの観光客の見込みは少しぐらいは目途が立ってきているのか、その辺もちょっともう一度お聞かせください。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問でございます。観光分野の取組みにつきましては、各市町村の担当者が集まって、先程言いました海外観光客の取込みを推進いたしますインバウンド協議会において、協議をしているところでございます。小樽市を中心として行っている事業等ではございますが、北後志にもですね、観光客を来ていただくような取組みという形で、協議をしていた経過はございます。そういった中で、北後志の圏域として、今後においても外国からの観光客の皆さんも受入れするような取組みをしていくということになっているものでございます。なお、事業そのものというよりは実際に仁木町においても、観光農園等に海外からのお客様が入っているということでは、聞いているところでございます。説明は以上でございます。

○8番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）仁木町にも管内にも、そろそろ入っているということでわかりますけれども、うちの町もですね、台湾とか観光のつながりがあるわけでございますけれども、後志のこの定住自立圏の中です

ね、先程タイとかって言っていましたがけれども、やはり各町村で海外とも交流があるところがあると思うんですけども、その辺、例えばですね、うちの町なら、うちの町のその海外とのその観光、何かも取り組んでる中ですね、そういう意見なんかも取り組んでいただけるような形になっているんですか。その辺ちょっとお聞かせください。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問でございますが、昨年度、タイからのですね、旅行代理店を招いた事業を行って、仁木町内にもですね、取材に来ていただいた経過はございます。そういったことを圏域の、この6市町村で行っているということで、海外からのお客様も観光客も受入れする体制をですね、徐々に整えていきたいということでは思っているところでございます。説明は以上でございます。

○8番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）今タイじゃなくて、5か町村でもですね、各自分たちの町でその海外、自分たちの直接の観光のつながりをしているところがありますよね。それを定住自立圏の中で、北後志と小樽市との中でですね、そういうその各町村の、その観光をしているという形の中で、それも一緒に取り組んでいただけるようなことができるんですかってことを聞いているのさ。いかがでしょう。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問でございますが、そういった民間事業者との部分については、これからの展開ということであるというふうに考えております。圏域といたしましては、道内外、東アジア圏からもですね、観光客を誘致しようという取組みがございますけれども、また、担当者の協議会、会議、打合せ等がございますので、そういった中で意見反映はしていきたいというふうには考えております。説明は以上でございます。

○8番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）課長の説明はわかるんだけど、うちもその何年前ですか、台湾とやっていますよね、あれも札幌の領事館みたいなのを通してやっているわけでしょう、個人じゃないでしょう。個人とやるって言うならわかるんですけども、そこはちょっと違うと思うんですけども、だからもうちょっと前向きにね、やはりそのきちんとうちのその町もそういうところで海外ともやっているんですね、その辺をもうちょっと早めに取組むような姿勢、この定住圏やったときからね、うちの町のこういうところでやっているんですよっていう中で、取り組めないのかっていうことをきちんと想定した中でやるのが、そのお互いの共同の集まりだと思んですけども、町長いかがですか。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）以前、本町は台湾との関わりがあったというふうにも把握しておりますけども、今

現在のところ、台湾との深いつながりというのは、ないんですよ。なぜないかという、あまりつながりを持てるようなその関わりが持てるような素材がなかったという部分が正直あるんですね。今回、タイの観光客がですね、小樽を中心に多く入ってきたわけでありまして、各北後志の5町村は海外との関わりがほとんどない中で、小樽を中心としてですね、各地域とその海外観光者が交流できるようなシステムを、定住自立圏で構築していこうという形で今行っております。ただ私、先程横関議員がおっしゃったとおりですね、それを待ってもなかなか時間がかかるので、私は独自でですね、今キロロがタイの資本になりましたので、直接キロロの社長とお会いしてですね、何とかタイの観光客を直接仁木町におろすことができないのかという交渉もしてまいりましたし、ただ、仁木町だけで観光の素材として売込むにはなかなか難しいということも、厳しい意見を受けました。ですから、北後志5町村、小樽を含めた6市町村でですね、転々として廻るような観光ルートっていうものをですね、やっぱり構築していかなければならないなど。そのために小樽市が今、その北後志をですね、変えて、いろいろな観光システムをですね、今作っているところであります。私は先日、また違う関係でですね、ベトナムへ足を運んだんですけども、今ベトナムは非常に観光客が北海道に来ています。つい先日、日本経済新聞にもですね、掲載されたんですけども、ちょうど私が行ったダラットっていう町でですね、そこが農業関係で非常に各自治体が今入り込もうとしているということで、大きく取り上げられていました。私はその前にですね、もう既にまだ全然誰も入っていないときにですね、ダラットへ赴きまして、ダラットでは農業関係と結び付くだけではなく、そういう観光という部分で、何とかベトナムを中心にして多く北海道に来ていただきたいと。そのついでに、仁木町もぜひとも、どこの市町村よりも先にですね、仁木町にもいろいろな観光資源をですね、活用していただきたいということで提案もしております。そういうことでやっているんですけどもね、なかなか今、実を結んでないのが実情でありまして、これから観光客にとって喜ばれる観光資源をですね、仁木町独自だけではなく、北後志・小樽を含む6市町村で作っていききたいなというふうに思っています。以上です。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）7番、上村。貸借対照表の8ページなんですけれども、2の方の職員の能力向上が今回変わってきているんですけどもね、どういう経緯でこれは変えるようになったのか、お知らせください。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問でございます。先日の打合せ会議の中では、1次のビジョンの中で取り組もうとしたものがなかなか進んでいなかったという、そういった反省を踏まえまして、更に圏域内の市町村職員間における情報交換、意見交換の場を何とか持っていこうというそういった意図で、第2次ビジョンの中では、新たにまたその部分を変えまして、積極的に強化していこうという趣旨で変えたいということでございました。説明は以上でございます。

○議長（山下敏二）他に、質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第25号『定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第25号『定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時40分

---

再 開 午後 2時47分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

---

#### 日程第24 議案第26号 後志広域連合規約を変更するための協議について

○議長（山下敏二）日程第24、議案第26号『後志広域連合規約を変更するための協議について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第26号でございます。『後志広域連合規約を変更するための協議について』、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、関係地方公共団体と後志広域連合規約を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、川北ほけん課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）議案第26号、後志広域連合規約を変更するための協議につきまして、ご説明いたします。

介護保険制度の改正により、保険料負担割合が変更になることを受けて、地域支援事業の財源構成割合が変更となることから、地域支援事業に要する経費の負担割合を変更するために、後志広域連合規約の一

部を変更するものであります。規約の変更につきましては、地方自治法第291条の3第3項の規定により、関係地方公共団体の協議が必要となり、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。新旧対照表をご覧ください。右側が現行、左側が改正後となっております。改正部分はアンダーラインとなっております。別表2(3)②「地域支援事業に要する経費」を「介護予防事業に要する経費から介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金及び同支出金を控除した額と包括的支援事業・任意事業に要する経費から介護保険料、国庫支出金及び同支出金を控除した額を負担額とする」というふうに改めるものでございます。今回負担割合が一部改正となり、また、今後改正することもあるということから、このような表記に改めるものでございます。附則は、施行期日の定めであり、この規約は北海道知事がこの規約の変更についての届出を受理した日から施行し、この規約による変更後の別表2(3)②の規定は、平成27年度以後の年度分の負担額について適用するというものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）7番、上村。今までの経費の、この12.5と19.75っていうのは、今度変わった内容から計算されたものなんですか。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）今回の改正により、変わったものでございます。このうちですね、介護予防事業に要する経費の12.5%というのは変更になっておりませんが、包括的支援事業・任意事業、この負担割合が、国が39.5%から39%、都道府県が19.75%から19.5%、保険料が21%から22%に変更したことに伴いまして、市町村の負担割合が19.75%から19.5%に変更となっております。以上です。

○議長（山下敏二）他に、質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第26号『後志広域連合規約を変更するための協議について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第26号『後志広域連合規約を変更するための協議について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

**休 憩 午後 2時53分**

---

**再 開 午後 2時53分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

お諮りします。以上で、本日の日程は、すべて終了しました。本日は、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。本日は、これで散会します。

なお、次回の開催は3月23日月曜日、午前9時30分より開会しますので、出席願います。

本日の審議、ご苦勞様でした。

**散 会 午後 2時54分**

---

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成27年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 平成27年3月10日～3月19日（10日間）

2日目 平成27年3月11日（水曜日）

（開会～午前9時30分 / 散会～午後2時54分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
議案第16号	平成27年度余市郡仁木町一般会計予算	H27. 3. 11	平成27年度 各会計予算 特別委員会 付託
議案第17号	平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算	H27. 3. 11	
議案第18号	平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算	H27. 3. 11	
議案第19号	平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算	H27. 3. 11	
議案第5号	仁木町子どものいじめ防止条例の制定について	H27. 3. 11	
議案第6号	仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について	H27. 3. 11	
議案第7号	仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について	H27. 3. 11	
議案第8号	仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について	H27. 3. 11	
議案第9号	仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について	H27. 3. 11	
議案第10号	然別生活館の指定管理者の指定について	H27. 3. 11	
議案第11号	仁木町大江生活改善センターの指定管理者の指定について	H27. 3. 11	
議案第12号	仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について	H27. 3. 11	
議案第13号	仁木山村開発センターの指定管理者の指定について	H27. 3. 11	
議案第14号	農村公園フルーツパークにきの指定管理者の指定について	H27. 3. 11	
議案第15号	仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について	H27. 3. 11	
議案第20号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	H27. 3. 11	原案可決

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
議案第21号	仁木町教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について	H27. 3. 11	原案可決
議案第22号	仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定について	H27. 3. 11	原案可決
議案第23号	仁木町行政手続条例の一部を改正する条例制定について	H27. 3. 11	原案可決
議案第24号	仁木町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	H27. 3. 11	原案可決
議案第25号	定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について	H27. 3. 11	原案可決
議案第26号	後志広域連合規約を変更するための協議について	H27. 3. 11	原案可決